

国立水俣病総合研究センター
平成25年度機関評価報告書

平成25年 9月

国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センター
平成 25 年度機関評価報告書

平成 25 年 9 月

国立水俣病総合研究センター

目 次

はじめに	1
国立水俣病総合研究センター機関評価委員会 委員名簿	2
機関評価目的と方法	3
平成 25 年度機関評価結果	4
平成 25 年度機関評価結果への対応	17
資 料	24
1.平成 25 年度研究・業務概要およびグループ一覧	25
参 考	31
1.国立水俣病総合研究センターの中長期目標について	32
2.国立水俣病総合研究センター中期計画 2010	36
3.国立水俣病総合研究センター研究開発評価要綱	46
4.国立水俣病総合研究センター機関評価委員会設置要領	50
5.国立水俣病総合研究センター機関評価実施細則	51

はじめに

国立水俣病総合研究センターは、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施を目的として、昭和 53 年に設立され、今年で 35 年目を迎えた。この間、研究機能の充実を図るための改組、平成 13 年度には水俣病に関する情報発信の拠点となる「水俣病情報センター」を設置するなど、機能の充実が図られてきた。

国立水俣病総合研究センターの活動は、研究及び機関運営について、法律上の所掌実務に照らして十分であり、熊本県水俣市内に設置された趣旨を活かしたものとなっている。

国立水俣病総合研究センターは、現在、4 研究部、11 研究室で構成され、平成 25 年度にはプロジェクト研究 3 課題、基盤研究 18 課題、業務 7 課題、計 28 の研究課題について調査研究が進められている。

この度、当機関評価委員会は、「国の研究評価に関する大綱指針」、「環境省研究開発評価指針」及び「国立水俣病総合研究センター研究開発評価要綱」等を踏まえ、「国立水俣病総合研究センター機関評価実施細目」の定めに従い、平成 22 年度の評価以降、平成 25 年度までの 3 年間、国立水俣病総合研究センターにおいて実施されているすべての業務とその運営全般にわたり機関評価を実施した。本報告書はその結果をとりまとめたものである。

平成 25 年 10 月、熊本市および水俣市において「水銀に関する水俣条約」採択・署名の外交会議が開催され、これを契機に水銀およびその化合物による環境汚染防止対策、健康被害防止に向けた国際的な議論も高まってくる事が期待される。水俣病および水銀化合物に関する長年の研究成果を蓄積してきた国立水俣病総合研究センターにあっては、我が国および世界をリードする水銀研究機関として、より活発な研究が推進される事を期待する。

平成 25 年 9 月
国立水俣病総合研究センター
機関評価委員会委員長 古賀 実

国立水俣病総合研究センター
機関評価委員会 委員名簿

平成 25 年 6 月

◎委員長

参加委員

阿部 美紀子 鹿児島大学 理学部 教授

緒方 圭治 水俣市芦北郡医師会 会長

◎古賀 実 熊本県立大学 学長

島田 竜守 水俣病資料館 館長

末廣 正男 熊本県 環境生活部 政策審議監

中村 裕美 学校法人メディカル・カレッジ青照館
作業療法学科 専任教員

萩嶺 浄円 社会福祉法人 照徳の里 理事長

欠席委員

新川 龍郎 鹿児島県 環境林務部 部長

(敬称略、五十音順)

国立水俣病総合研究センター

評価目的と方法

1. 評価目的

国立水俣病総合研究センター（以下、『国水研』）は、昭和 53（1978）年 10 月に創立されて以来、平成 24 年 10 月で 34 年を迎えた。環境省に設置されている研究所として、その運営方針、組織体制、調査研究活動及び研究支援体制並びに業務活動等の運営全般が国水研の所掌事務として規定されている「水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと」に照らし、妥当であるか、有効であるか、改善すべき点は何かを明らかにし、以て、機関としての国水研の制度的な改善を図り研究業務の活性化・効率化を促進することにより、より効果的な運営に資することを目的とする。

2. 評価対象と方法

機関評価委員会は、「国の研究評価に関する大綱的指針」（平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定）及び「環境省研究開発評価指針」（平成 21 年 8 月 28 日環境省総合環境政策局長決定）を踏まえ、国水研として定めた「国立水俣病総合研究センター研究開発評価要綱」（平成 23 年 2 月 14 日、国水研第 110214001 号）及び「国立水俣病総合研究センター機関評価委員会設置要領」（平成 23 年 4 月 1 日）に基づいて設置された。

本委員会は、平成 25 年 6 月 12 日、「国立水俣病総合研究センター機関評価実施細則」（平成 23 年 4 月 15 日）に基づき、国水研の運営方針、組織体制、調査研究活動及び研究支援体制並びに業務活動等の運営全般を対象として実施した。なお、前回の機関評価委員会は、平成 23 年 4 月 15 日に実施されている。

評価は国水研の業務及び運営全般について、提出資料、施設の視察、概要説明及び研究課題についての研究評価委員会の評価結果を踏まえ、国水研の設置目的、中長期目標、中期計画、社会的ニーズに照らして妥当であるかの視点で行った。機関評価結果は、各委員が機関評価票に、評価できる点、改善すべき点について具体的なコメントを記載し、委員長がこれを総括的に取りまとめた。

平成 25 年度機関評価結果

【国水研の業務運営体制に対する評価コメント及び指摘事項】

1. 業務運営

(1) 評価できる点

- 1) 業務運営に関しては、平成25年度から組織見直しを行い、水俣＝水銀の性格がより明確になるようになってきている。併せて、研究組織体制を再編し、各研究室の名称も実態に合わせたものになっている。また、新たに2つの研究室を新設し、センターが、水銀研究を中心に展開していることが、傍からみてもよく分かるようにされた点は評価できる。
- 2) 所長統括の下、事務部並びに各種委員会に対する管理体制がなされ、一方、研究活動分野に関しては、所長の下に部長会が置かれ、ここで研究企画等が図られていて、研究促進、広報活動、施設管理が行われていることは、評価される体制ではないかと思えます。また、研究組織体制も研究実態に適した名称に変更され、更に各研究グループ間の連携体制が、より取れるようにしたことは、更なる研究促進が期待されると思えます。
- 3) 国水研の設置目的である水俣病に関する調査・研究、医療の向上、資料収集・整理・提供、国際貢献、地域貢献に努めている。
- 4) 少ない人員にもかかわらず、組織体制の見直し等工夫を凝らし、研究等の活動推進を図っている。
- 5) 組織体制の改編をされたことで、より国水研としての目的にあった取り組みへと繋がる認識が持てた。また、対外的にもより分かりやすい組織体制の提示になったと感じられた。但し、全体的な業務運営に比べ、人員の少なさが今後の業務において不安要素となった。(方法論の課題とも捉えられる)一方、前回からの対応としては、研究者の人員確保の動向は、評価できるものだと考える。
- 6) 業務体制については、阿部所長を中心に組織改編を行い、新たに水銀条約以降の世界に対しての貢献などを見据えたところの取り組みや水俣病被害地域の再生、振興及び環境と福祉との相互の関係を含み政策提言を目指すなど研究員の皆さんが水俣病に対する熱い意識を持って業務運営に携わっていることが評価できた。

(2) 問題点・提言

- 1) 研究組織体制は常勤研究者17名のうち半数の8名が役職(部長、室長)、主任研究員まで含めると、65%近くがセンターのマネジメントに直接関わらねばならないポジションである。他の研究機関等との人事交流がない限り、この率は増加する一方である。将来的に、研究機能の維持、強化に向けたプランニングが必要となる。また、運営組織体制にリストされている各種委員会、必ずしも全ての委員会が定期的で開催されているとは思わないが、各人が会議等と研究とに費やす時間の比率がどの程度を占めているのか、組織として把握しておく必要がある。
- 2) 20名足らずの常勤研究者で多くの研究が行われていて大変だろうと感じます。今後、研究者の増員が望まれます。

- 3) 社会の要請、国際環境の変化に対応した機構改革が試みられているが、今後、更なる研究活動の充実が求められる。
- 4) 市民にとってセンターが「誇れる施設」であることを認識できるよう、施設が水俣市に存在する価値をもっと市民にアピールしてもらいたい。特に、高校との連携のなかで、「将来科学者になりたい」と思わせるようなきっかけ作りができないかと思う。
- 5) 本県では、在宅の認定患者の方に対する家庭訪問による療養指導や、胎児性・小児性患者の方に対し、身体介護や通院付添といった日常生活の支援、地域の保健福祉の全体的向上を図るネットワーク会議などを行っています。国水研には、水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワーク会議をはじめ、県や地元との取り組みにご参加頂いております。事業の中で、処遇困難事例の対応や、地域の人材育成等について引き続き、国水研のノウハウを活かした専門的な御助言をお願いします。

2. 企画・総合調整

(1) 評価できる点

- 1) 国水研の中期目標は、水俣病とメチル水銀に関する調査・研究等ということで一貫したものとなっており、2010年～2014年の中期計画もそれに合わせて企画され、実行されている。調査・研究等に関する業務は関係する組織・研究室でグループ化し、連携を図るように構成されている。2013年度から実施した組織改編は、グループ間を連携するには有効であると評価できる。
- 2) 中期計画(2010～2014)に 1)メチル水銀の健康影響に関する調査研究、2)メチル水銀の環境動態に関する調査研究、3)地域の福祉向上に貢献する業務、4)国際貢献に資する業務を重点にしていることは評価しますが、水俣病の客観的評価法の確立が社会貢献大と思うので、その成果を期待します。
- 3) 平成23年度に組織の見直しが行われ、国際・総合研究部に新たに地域政策研究室及び水銀分析技術研究室が設置され、地域社会の再生・振興に向けた調査・研究、国際共同研究の展開等が期待される。
- 4) 疫学研究部を環境・疫学研究部に改称し、生態学研究室を設置し、環境中水銀の動態、生態系への影響に関する研究を進めることとした。
- 5) 中長期目標の見直しと改正に基づき、調査研究及び付随業務がリニューアルされ、グループ制の導入による取り組みにより実行組織の機能強化が図られている。
- 6) 福祉や介護、医療など多角的な分野で地域貢献がなされている。
- 7) それぞれの研究がそれぞれの課題に取り組み、業務の効率化や相互の連携を務められていることは大いに評価できると思われます。
- 8) 常に対外的な意識を持ち、多くの委員会の中で適切な活動がなされていると感じた。

(2) 問題点・提言

- 1) 業務の効率化や相互の連携を務められていることは大いに評価できるが、多様化する昨今、それぞれのニーズに合った業務のあり方を模索する必要もあるのではと思われます。
- 2) 常に対外的な意識を持ち、適切な活動がなされていると感じたが、その内容が専門的になればなるだけ、特化した発表の場に限定されている印象を持ち、もっとメディアを使った幅広い活動報告の場の提供の必要性を感じた。

3. 施設整備

(1) 評価できる点

- 1) 法改正などに伴い、必要な施設整備が行われており、特に、センターの特性上、研究廃液の水銀モニタリング設備の充実が図られていた。
- 2) 前回(2010年)の評価委員会の時に比べると、本館の内装工事がなされ、本館内に接するリハビリ棟も広く機能的に改修され、設備も整えられていますが、対象の人員は、まだ少なく固定化しているため、今後地域の福祉向上活動を進める中で地域の理解と協力を得て、対象者の増員に繋がることを期待します。
- 3) リハビリテーション施設の改修、排水処理施設の整備と適正な管理運転、国際共同研究棟の適切な運用等が図られ、施設整備は適正に行われている。
- 4) 福祉や介護、医療など多角的な分野で地域貢献がなされている。
- 5) 研修生受入れのための宿泊施設等が充実している。
- 6) 施設全体が役割に応じて充実している印象であった。
- 7) 耐震補修工事も終わられ、国水研の更なる貢献が期待される所です。今回初めて施設内で生じる水銀を含む廃液等の処理施設も見学しましたが、施設として十分に機能を果たしていると思われます。
- 8) 現施設設備で整っているかどうかは、当委員には判断し兼ねる(専門知識がないため)。ただし、RI施設、動物実験棟から排水処理施設に至るまで、多くの段階でのリスク管理がなされていることは見学できた。
- 9) 工事関係では給排水管の改修工事が成されましたが、当研究センターも築35年を経過しているため今回の工事で安心出来ると思います。特に、特殊廃液処理棟の改修工事で水銀自動測定装置の二重化がなされたことは、環境問題に関する研究施設として必要な工事であったと思います。なお、水俣病情報センターでは、水銀フリー化工事がなされたとのことであり、施設に相応しいことと思います。

(2) 問題点・提言

- 1) リハビリ棟の改修を行われ、個々の状態に応じた治療法・リハビリを実施されており、患者の方のADLの改善やQOLの向上に繋がっているとのことですが、受診される患者の方が固定化されていると伺っています。遠方に居住されている方は、利用しづらい状況にあると思われます。今後、リハビリ棟が有効活用されますよう、こういった方々が利用しやすいような移動手手段等の検討をお願いします。
- 2) 水俣病情報センターのLED化工事を実施されたとのことですが、国水研についてもLED化工事を検討頂ければと思います。
- 3) 水俣病情報センターにおいては、立地条件は素晴らしいことから、今後は書籍等の充実を図られ、隣接する水俣病資料館との違いを出していかれたらと思った。
- 4) 外来研究者の宿泊施設の活用が少ないと感じました。常勤研究者が少ないこともあり、ここの活用が望まれます。
- 5) 研修生を受け入れる体制は十分整っており、年間を通して多くの研修生が活用されることを願う。

4. 関係機関との連携

(1) 評価できる点

- 1) 近隣の大学等との連携がさらに充実し、その他、地域の福祉関係機関等との連携と、それに伴う活動もよく行われている。
- 2) 水俣市立総合医療センターとのMEG、MRIの設置共同利用は、素晴らしい連携体制であり、大いに評価します。今後、更に研究を重ね、水俣病の客観的評価法の確立に繋げて頂きたい。また、地域の水俣病被害者等の保健福祉ネットワークへの参加活動も、被害者の方々とのコミュニケーションが促進され、今後の種々の検査に対する協力を得ることに繋がり、ひいては、被害者の人々の治療に資する可能性もあると考えます。
- 3) 高性能MRIを水俣市立総合医療センターに設置し、有機水銀による神経系の病態解明・診断に関する研究を進めるとともに、地域の医療機関(診療部門)との共同利用が図られ、地域医療水準の向上に繋がることが期待される。
- 4) 国内外の様々な研究機関と共同研究が進められ、着実に研究成果を発信している。
- 5) 水俣市の医療、保健、福祉と連携し、特に医療センターの地域医療拠点としての存在に大きく貢献している。
- 6) 水俣病に関する総合的な調査や研修、情報収集等について、長年にわたりお取り組み頂いているところですが、特に、特措法にかかる昭和44年以降出生者のさい帯水銀値の測定(平成22年10月から本年5月まで合計366件の測定を依頼)や、熊本県立大学とは大学院の連携協定締結について、連携が図られていると

思います。水俣病問題の解決に当たっては、被害者救済に取り組みつつ、車の両輪として、地域の再生・融和や保健福祉施策にも引き続き積極的な連携をお願いします。

- 7) 国水研は、水俣病に起因する研究の機関に止まらず、各大学との共同研究の推進や国保水俣市立総合医療センターにMEG、MRIを導入するなど地域医療のサポートなども行っている。また、地域の医療、福祉の貢献として、社協や福祉施設との連携や医師会等との連携では、健康セミナーの開催などを行っている。また水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワークへ参画するなど、関係機関と密に連携を取っている姿勢を大いに評価したい。

(2) 問題点・提言

- 1) 現在、連携大学院は4大学となっていますが、研究者の派遣がまだ少ないと感じます。今後更なる連携促進を期待します。
- 2) 水俣市に立地する施設として、市唯一の「学」の集積地という特性を生かして、地元の高校との連携も検討してほしい。
- 3) 大気中水銀濃度モニタリング等の事業については、保健環境科学研究所等他の研究所との連携もお願いします。
- 4) 水俣湾における定期環境モニタリングについて：
ディスカッションの中において県でも同様の調査が行われている内容もあるとのことで、今後、積極的に、継続的な情報交換の必要性を感じた。

5. 外部評価体制の在り方

(1) 評価できる点

- 1) 外部評価については、センターの規定した規則に則って行われている。また、外部評価委員のメンバー構成をみると、地域、特に水俣地区の各種機関等の関係者を重点的に依頼していたことは、この国立の研究センターが、地域に定着していることを知ってもらうためには必要なことであると思う。
- 2) 研究評価委員会による評価が毎年実施され、機関評価委員会による評価も3年毎に行われている。機関評価委員会には学識経験者、行政関係者以外に地域の諸団体関係者も委員として選任され、様々な観点から意見が述べられることから、説明資料の作成、説明手順に十分な配慮がされている。
- 3) 外部研究評価に先立ち、所長、部長をメンバーとする国水研内部評価委員会で率直な議論がなされていることが伺える。
- 4) 連携機関の代表や行政等、幅広い立場から意見を集約することができる。
- 5) 外部評価を受ける体制は充分整えられていた。また、評価委員についても幅広い分野の中からの選任であり、多くの異なった視点での評価に繋がったと感じる。

(2) 問題点・提言

- 1) 現在、外部評価には機関評価と研究評価が行われ、前者は3年毎であり適当な間隔だと思いますが、後者は毎年行われているとのことですが、多くの研究テーマを頑張っておられると思います。研究者の少ない状況の中で毎年の研究評価は少し厳しいかな-という感じもあります。
- 2) 日常業務の多様な研究に対して人的な数が少ないのが大いに気になる。また、研究分野については毎年何らかの評価を受けているということだが、職員のストレスはないのでしょうか。評価のための評価になっているような感じを受けるため、今後環境の見直しも含めて検討して頂きたい。
- 3) 具体的な研究内容についての必要性の有無などに対する判断については、言及できるまでに至らず、今後の課題と考える。

【国水研の業務内容に対する評価コメント及び指摘事項】

1. 研究・業務実績

(1) 評価できる点

- 1) 研究成果の公表については、以前から質を重視しており、レベルの高い国際誌への投稿・掲載を強く推進していることは継続的に進められてきている。これは個々の研究者には結構ストレスの高い場合もあるかも知れない。本センターは、同時に水銀の害を抱える地域への専門家的立場からの貢献、世界各地の同様な症例の発掘など、地道な活動も展開しており、そのような活動の展開に対しても同等な評価が出来る体制となっていることが期待される。
- 2) 研究については、いずれも中期計画に基づいた研究で、その成果も出つつあると思います。中でも「メチル水銀の選択的細胞障害及び個体感受性に関する研究」、「水俣病の病態に関する研究～脳磁計による客観的評価法の確立を中心に～」は、水俣病の臨床に現在求められている重要な研究であり、当研究センター以外では出来ない研究であると思います。是非確立して頂きたい。また、リスク認知・情報提供グループの「クジラ多食地域におけるメチル水銀曝露に関する研究」は、和歌山県太地町で行われ、和歌山大学を始め地元の協力を得ての研究で成果も出ているとのこと、次年度の小児発達への影響に期待します。地域・地球環境グループの「水俣湾海水中メチル水銀濃度と海洋微生物の関係に関する研究」は、今年度からの新規研究であるとのことですが、今まで手をつけていなかったのが不思議な気がしました。大事な研究テーマだと思いますので成果を出して頂きたいと思います。
- 3) MEG(脳磁図検査)に加え高性能MRIの応用により、水俣病の病態に関する客観的評価法の開発に繋がることを期待される。
- 4) 和歌山県内クジラ多食地域におけるメチル水銀曝露に関する研究の進展に期待する。
- 5) 大陸から飛来すると考えられる水銀の測定は、地道な業務であり、大変な労力を伴う調査であると考えられる。地方研究機関との連携、情報交換を進めつつ是非継続して頂きたい業務であると考えます。
- 6) 毛髪水銀分析等、研究施設としての特性を生かしたサービスを、水俣病情報センターにおける情報発

信業務のなかに組み込んでいる。

- 7) 水俣病資料館、相思社との連携のなか、検索システムの構築を図っている。
- 8) それぞれのチームにおいて多彩な研究や業務が行われており、非常に興味深かった。特に、クジラ多食地域におけるメチル水銀曝露に関する研究や、水俣より関東に住む人たちの方が水銀の値が高いなど、今後の研究に大いに生かされるのではないかと。また、水俣病の病態に関する臨床研究では、MEGを使った研究の成果が大いに発揮できるよう期待したいと思います。
- 9) 臨床部:リハビリテーションの観点から水俣病患者の慢性的な症状に対する治療法の研究において、効果判定までを実施し、治療継続の必要性を示唆しているものであると考える。加えて、残存する機能に対しての各個人の自立を促すための取り組みおよび周辺を取り巻く人材の育成にも力を注がれており、研修会における参加人数の変化からも年々、意識が高まっており効果が見られていると感じた。
- 10) これまでの多くの研究成果や現在の研究などの地元への還元についてですが、既に、研究の採択、中間報告、結果公表、検証など、各段階に応じて、様々な情報を国内外への学術機関に対し、フィードバックが行われていると思います。

(2) 問題点・提言

- 1) 「臨床グループの水俣病患者に対するリハビリテーションの提供と情報発信」は、胎児性水俣病の患者に対して足底の振動刺激によりQOLの改善例等成果を出しておられますが、対象者が少なく固定化しているのが残念に思います。対象者が増えない理由は推察出来ませんが、今後福祉活動等を通しての地域との触れ合いを推進することが大事ではないかと考えます。今後更なる活動を期待します。
- 2) これまでの多くの研究成果や現在の研究などの地元への還元についてですが、地元の行政や、医師会などにも、その成果を一層還元して頂ければと思っています。地元が積極的にアプローチすべき点もあるかと思いますが、例えば、研究のテーマに応じて地元における発表会、意見交換会などの機会を、更に積極的に作って頂きたいと思っています。このことが地元にとって、水俣病についての貴重な研修や、開発された新しいリハビリテーションの普及の機会になると考えます。これらのことが、国水研の設置目的に沿うものであり、更に「地域に根ざした国水研」に繋がるものと考えます。

2. 国際協力

(1) 評価できる点

- 1) NIMDフォーラムの毎年開催、WHO研究協力センターへの活動報告や諸外国のメチル水銀による健康影響調査報告、更に国際水銀会議への協力や地球規模の大気水銀濃度モニタリングへの協力、また外国人に対する水銀モニタリング技術指導等は評価できる活動と思います。
- 2) 海外の水銀汚染地域への学術的支援、分析技術の指導等が図られ、今後の更なる活動が期待される。
- 3) 積極的に海外からの研修生を受入れ、技術の伝承を図っている。

- 4) 水俣の地で毎年国際会議を開催し、環境のまち水俣のPRの一助を担っている。
- 5) 多くの海外研究者の招聘および研修・セミナーの実施や国際学会等での発表、海外での健康調査の実施など、積極的に活動されているのが伺える。また、連携大学での講義などにおいても国水研の役割などの提示をすることで、国際社会における位置づけが示されていると考える。

(2) 問題点・提言

- 1) 世界中には、水俣病と類似の環境被害を抱える地域が多々ある。このセンターの研究成果、研究手法が、そのような地域に伝達され、また、被害を被った住民達へのリハビリトレーニングの手法など、国際機関などと連携して本センターのノウハウを提供する機会をさらに増やす必要がある。現地でリハビリ等に携わる人達への実技講習などは、ニーズの高いものであろう。
- 2) 海外研修生の受け入れは重要な活動と思いますが、研修生の数がまだ少ないように思います。
- 3) 現在の体制では研究者の受け入れ、研究者の派遣には限界があることから、国内の大学、他の国立研究機関、地方研究機関、民間環境測定機関等の研究者、技術者との連携を図り、活動の幅を広げることが望まれる。
- 4) 本年10月に「水銀に関する水俣条約外交会議」が開催されます。この機会を通じて、国や地元の方々とともに水俣病の歴史や教訓、そして環境都市としての歩みを進める水俣の姿を国内外にお伝えし、地域の再生についても継続的に取り組んで参りますので、一層の御協力や連携をお願いします。
- 5) かつて、水俣もそうであったように、病気(水銀)に対する正しい情報がなかったゆえに大きな身体や心の病気に発展していった。今JICA等を中心に多くの国から水銀による水俣病に類似した研究のため等、施設を利用されるということは国際的に注目度が高いと言える。このノウハウを国内外に大いにアピールして、専門職に止まらず、水俣病学を学ぶために大学生や地域のリーダー等を育成する部署を作ってもいいのではないかと。平成25年の秋には、水俣市において水銀条約会議が行われるのは絶好の機会だと思います。

3. 地域貢献

(1) 評価できる点

- 1) 水俣市の健康、福祉、医療の事業に対し、大きく貢献している。
- 2) 国水研は、長年地域との交流を避けてきたかのように言う人がいるが、最近では多方面にわたって攻めの活動も行っている。特に、国水研の一般公開や地域を対象にした健康セミナーや社協や福祉施設等との連携により、水俣病患者、高齢者、障害者等の「介護予防等在宅支援のための地域社会構築推進事業」は、今までにない地域住民の健康維持に繋がる取り組みだったように思います。このような事業等をもっと考えて頂き、国水研の研究がもっとわかり易く地域に信頼される開かれた国水研に生まれ変わって頂きたいとします。

3) 多くの地域の団体との連携ができ、どのような情報が求められているのかの視点で研究が進められており、結果の提示においても、より視覚的に表示されることで、一般市民にとっても分かりやすくなっている。介護予防と健康セミナーについては、市内21ヶ所において実施されており、医師会や社会福祉協議会などとの情報共有の結果、市民への健康に対する意識付けがなされ、介護予防者の割合の減少には目を見張るものがあった。

(2) 問題点・提言

1) 真に必要な地域貢献は、水銀の完全浄化かもしれない。新たな水銀中毒を引き起こさないための方策、技術開発が本センターの担うべき役割でもあろう。

2) 新たに設置した地域政策研究室において、水俣・芦北地域の再生、未来志向の街づくり、環境モデル都市水俣市の構築に資する調査・研究、提案がなされることを期待する。

3) これまで5事業（＊地域福祉疎遠事業、＊介助技術並びにリハビリ技術講習会、＊健康セミナー、＊水俣湾水銀の定期環境モニタリング、＊水俣芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワークへの参加）に関係し、活動を行っていることは、地域貢献にも努力していることが判ります。しかし、なかなか難しい問題があるように思います。かつて水俣は、水俣病に関して町を二分する対立があり、未だに市民同士では水俣病を話題にすることはめったにありません。その理由は、相手の人が水俣病に関してどういう考えの人か判らないから水俣病の話を口にして、もしその人が自分と違う考えの場合、以後その人と拙い関係になることを恐れるからであります。つまり、語らぬことが気遣いであり、仲良しでいられるのです。このような市民感情がある中では、「国水研」は、どちらの立場かと思う人もいるわけであり、「国水研」の人が地域の中に入り込んでいく活動は、なかなか難しいと思われます。しかし、どちらの味方でも無く純粋に学問的立場、そして人道的な立場であるとの姿勢で今後も努力して頂ければ市民の協力ももっと得られると思います。大変ですが、今後もよろしくお願い致します。

4) 国立という名称から市民から見て敷居が高く感じてしまう。

5) 季節ごとに憩いの空間として市民が利用できる機会を増やすことができないかと思う。

6) 地域の医療関係者や団体の中に、水俣病専門外来を要望される方がおられます。現在の国水研が、すぐに御対応頂くことは難しいことと認識しております。ただ、一方で、リハビリや健康相談などでは、長年にわたり御対応頂き、今後も患者等の方々の利用促進のため、例えば、一般公開の定期的開催といった、より一層のPRや開設場所の工夫等を御検討頂ければ幸いです。

また、胎児性、小児性患者に在宅サービスを提供している職員が、効果的にリハビリを提供できるよう、リハビリ技術講習会の継続を希望します。

7) 健康セミナーの継続は困難となっている状況の中、新しい課題へ向けた取り組みの発信を期待する。

4. 情報発信

(1) 評価できる点

- 1) 水俣病情報センター来館者に対しては、水俣病資料館と役割を分担し、学術的、専門的な情報提供を行っている。
- 2) 前回からの変化として、①水俣病情報センターの充実、②ホームページの充実、③住民への分かりやすい情報の発信、④広報誌の継続した発行、⑤一般公開の定期開催が実施されており、十分な活動が進められていると感じた。今後も更なる情報内容の検討と発信をお願いしたい。

(2) 問題点・提言

- 1) 委員会の時にも指摘したが、本センターのホームページを他のいろいろな組織・機関のホームページにリンクさせることで活動内容の情報は、より広範囲に発信できるようになると思う。
また、水俣病情報センターの活動内容についても、かつて水俣病が発生したときのデータに止まらず、現在の水俣湾の状況などについても随時公表・公開されることが期待される。この点については、隣接する、市や県の施設との連携や情報の共有化が必要となる。
- 2) 水俣病情報センターの資料公開、新しい資料収集、ホームページの充実、広報誌「とんとん峠」の発行その他、国水研の紹介パンフレット等、一応の情報発信はなされていると思うが、熊本、博多、鹿児島等の駅等にも、国立水俣病総合研究センター並びに水俣病情報センターのパンフレットを出して、もっと「国水研」をPRしたらどうかと思います。
- 3) 水俣病情報センターの資料整理を進め、社会科学、自然科学の立場から水俣病を学習、研究する学生、研究者への資料提供を更に進めて頂きたい。
- 4) 国水研、水俣病情報センターとも交通アクセスに課題がある。町中に気軽に立ち寄れ、水俣病の歴史と現況、世界の水銀汚染の実態が学べるサテライト情報発信ラボの設置が望まれる。
- 5) 水俣病資料館、水俣病情報センター、熊本県環境センターは、水俣病の情報を地域内外に発信する拠点があります。また、地域振興の一翼を担う機能も併せ持つものと考えます。本年10月の水俣条約外交会議や、平成28年には水俣病公式確認60年を迎え、今後、これらの施設に期待される役割は、更に高まるものと考えます。県、市としては、今後、水俣病資料館のソフト、ハードの一層の充実を図って参ります。水俣病情報センターにおかれては、より効果的な情報発信や、多人数の訪問者の受入等、様々な課題解決のため、引き続き一層の連携をお願いします。
- 6) 広報誌とんとん峠、水俣病情報センター等によって一般的には市民に対しては情報発信がなされていると思います。しかし、見る側からとなると意見は分かれると思われます。関心のある人は、専門用語を使われても理解はできますが、反対に関心のない人に情報を伝えるのは至難の業ともいえるでしょう。地域に開かれた施設を標榜されるなら、国水研がどのような事業をしているのか等、親しみやすく読みやすい広報誌を目指して頂きたいと思います。

水俣病情報センターにおいては、建物の構造上あのような配置になると思いますが、見学を1回で終

わるのではなく何回も行きたい等の興味の起きるレイアウトも考えてみてはいかがでしょうか。

一般公開で、国水研に来てもらう活動も必要ですが、小中学校を対象に学校等に出向き「出前国水研の授業」は無理でしょうか。

7) 毛髪テストについて:

多くの場面で、情報発信の手段として取り入れてあり、一般市民へ向けてもより分かりやすいパンフレットの配布などで努力されているのが分かった。但し、その後の対策としての説明文?(マンガ、イラスト?)などがあれば、なお、わかりやすいものとして広がっていくのではないかと感じた。

【その他】(特記事項、個別業務に対するコメント等)

(1) 評価できる点

- 1) 3年ぶりに施設を見学させて頂き、随分きれいになり設備も充実しているし、研究も進んでいると思いました。個別の研究では、MEGとMRIによる水俣病の客観的評価法の確立に大いに期待します。「地域貢献」の項目では出すぎたことを書きましたが、一地元民のつぶやきとご理解下さい。
- 2) 限られた人員であるが、研究施設、設備等の充実が図られ、各部門とも活発な業務が遂行されている。

(2) 問題点・提言

- 1) 数少ない国立の研究センターとして果たすべきミッションは何であるかについては、センター内で意識的に共有し続ける必要がある。個々の内容については、先日の委員会の際にもいくつか話題に出されており、各項目別評価にも記載しているので重複は避け、主な点のみに絞って記載することにする。研究センターとして、「研究」の質の維持は不可欠である。しかし、現状および将来的には、マンパワーの不足は否めない。せめてプロジェクト研究毎に、優秀なポスドク等を雇用することは出来ないか。本研究センターが、水銀に特化している以上、ここが国内外の水銀研究者の養成機関とならない限り、将来、若い専門家は減ってしまうことになる。センターには、このような人材育成の役割もあるはずである。一方で、九州の小さな1地方都市に、このような研究センターがある意義を、地域共々共有し、誇りとされる研究組織になる必要がある。市民感情として、「水俣病」は負の遺産となっているのかも知れない。しかし、この地で、大規模な水銀中毒が起き、多くの犠牲者が出たことは(まだ、続いている)、消えることのない事実である。国内外で類似の被害が起きないようにするためにも、この地域発の、正しい知識、認識が発信し続けられる必要がある。先日の評価委員会時のメモによると、「市民感情として、敷居の高い研究所」と思われているようなコメントがあった。この点は、研究所として対策を講じるべきものであろう。
- 2) 前回の評価委員会の時、所長さんの任期交代が早すぎると書いた覚えがありますが、やはりある程度の任期がないと所長さんのカラーが出ないと思います。現所長さんのカラーが出始めていると思いますので、もう暫くお願いできればと思います。
- 3) 水俣病解決に向けては、まだまだ難題が多くあるように思われます。しかしながら、医学的な感知からみると、水俣病の研究は奥深いものがあると思います。そういう意味でも国水研の存在は大きいし、担うべき課題もたくさんあると思いますが、事業に対して研究員の人数が少ないように感じますし、若い

研究者が少ないのも気になります。今後も所長を中心に皆さんが力を合わせて国水研を盛り立て頂きたいと思います。

4) 人員不足に対して:

ディスカッションの中でも出ていたが、連携大学からの院生の受け入れであるとか、フィールドワークなどの取り組みを組み入れながら、適切な研究課題の継続をお願いしたい。

5) 研究成果の発表の場について:

医師会、医療センターでの研修会の開催という意見が出たが、現実的に開催の体制が整うことをお願いしたい。

6) 広報について:

国水研の役割として、国際社会に対する課題の解決のための活動の必要性は充分理解しているつもりだが、折角ならその活動内容が国内においても今以上の興味・関心事のひとつになればと願う。その対策として、ディスカッションの中での都市部におけるサテライトやフォーラムの開催、図書館への資料提示などを具体的に進めて頂きたい。

平成 25 年度機関評価結果への対応

平成 25 年 6 月 12 日に実施された、外部委員による国立水俣病総合研究センター平成 25 年度の機関評価結果における指摘事項(本報告書 P.4～P.16 に記載)への対応を以下に記載する。

1. 国水研の業務運営体制について

(1) 業務運営

対応:

- 1) 国水研は、国直轄の研究所のため、定員、ポストは完全に固定されていて、自由に裁量できない難しさがあります。医師、検査技師、看護師、作業療法士を含めた研究者総数は現在17名で、この人数で、研究も業務（地域貢献、国際貢献）も行っており、マンパワーは不足しています。しかしながら、そういう中で、今年度、組織体制の見直しを行い、限られた人的資源を最大限有効活用できるように体制整備を進めました。この体制の中で、今後、研究の充実、研究者の育成、情報発信等、公的な研究機関としての使命を果たしていくとともに、優秀な研究者、さらには研究を支援する博士研究員や契約研究者の採用についても、真剣に取り組んでいきたいと思えます。
- 2) 社会の要請、国際環境の変化に対応した研究活動が営まれるよう、2年後の新たな中期計画の設定に向けて、研究者全員で議論していきたいと思えます。
- 3) 国水研のマンパワーは少なく、マネジメントに直接関わっている部長でも、自分で手を動かして研究業務を行っているのが実情です。研究機能の維持、強化のためには、若い研究者をもっと採用して、業務の活性化を図る必要があります。国水研の定員、ポストは完全に固定されていてその増員はできないため、連携大学院からの学生受け入れや、博士研究員、契約研究者の採用を考えていきたいと思えます。研究とその他の業務に費やす時間については、人事評価の際に、エフォートとして把握されています。
- 4) 市民へのアピールとして、オープンラボ(一般公開)が今年も7月20日に行われ、子供から大人まで254名の方に足を運んで頂きました。ここでは、ものづくりや体験コーナー以外に、国水研紹介や研究紹介もなされていて、国水研がどんなところで、何をしているか、知って頂くいい機会になっていると思われ、職員も十分な準備を行いました。今後は、さらにオープンラボの前に講演会を行うなど、より国水研を市民の方々に知って頂ける企画を考えていきたいと思えます。
- 5) 高校生の研修、施設見学は、これまでも筑波大学附属駒場高校、甲南女子高校、札幌開成高校など希望校の生徒に行われています。しかしながら、他県からの利用のみで、地元からの要請は、まだない状況です。高校生の研修受け入れに関しても、もっと紹介していきたいと思えます。
- 6) 中期計画2010でも示されているように、水俣病被害者やその家族への保健福祉サービスの提供等に関わる機関等で構成される「水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワーク」には、今後も

参加し、関係機関との情報交換を行い、必要とされるリハビリテーション技術、医療情報の提供を積極的に行っていきたいと思えます。

(2) 企画・総合調整

対応:

- 1) 研究、業務においては、中期計画に沿って、グループ内、グループ間での連携を取りながら、それぞれの研究者個人の特性を活かした研究を推進できるよう、調整していききたいと思います。
- 2) インターネットの新着情報コーナーで、健康セミナー、介助技術講習会、リハビリテーション技術講習会については、そのお知らせ、開催後の内容、アンケート結果などをこれまでも紹介してきました。今年度からは、大気中の水銀測定情報や新しく発表された論文情報を専門の研究者でなくても理解して頂けるような説明とともに紹介するようにしています。重要な研究成果の公表等に関しては、プレスリリースを活用した積極的な情報発信に努めたいと思えます。

(3) 施設整備

対応:

- 1) 外来リハビリテーションでは、現在の利用者に関してはスタッフが送迎を行っており、出水から参加されている方も利用されています。もう少し、広く利用して頂きたいと思えますが、遠方の方々をどこまで受け入れられるかは、マンパワーの限界もあります。そこで、水俣病発生地域の医療の一翼を担い、地域で患者さんをサポートしていく目的で、介助技術講習会、リハビリテーション技術講習会を企画し、年1回ずつの開催は今年で6回目となりました。介護、リハビリテーション、医療関係者、一般の方を対象に、第一線で活躍している講師を招き、介助技術、リハビリテーション技術に関する知識の共有、技術の向上を図っていますが、参加者には毎回好評です。外来リハでの胎児性水俣病モデルケースで得られた情報に関しては、ホームページ、学会、研究会、論文、情報センター展示などで情報公開していて、今後さらに新しい情報を共有できるよう、積極的に機会をつくっていききたいと思います。
- 2) 研究センター全体のLED化については、照明のような同一規格の施設改修については、維持管理の観点から一斉に着手すべきですが、試算では予算が膨大になると考えられます。現在のところ、施設の改修工事に関する予算請求については、すでに数年先まで優先順位がたてられており、研究センター全体のLED化についての予算請求は、厳しい状況です。しかしながら、LED化の意義については十分に認識しており、限られた予算を踏まえて、他設備の改修等を総合的に検討し、順次実施する予定です。今年度は、本館内総務課事務室、外灯を改修することとしています。
- 3) 国際棟宿泊施設や共同実習棟宿泊施設等、国内外の研究者、研修生のための施設は充実しています。国際棟宿泊施設は、近年、インドネシアやブラジルからの研究者が2ヶ月ほど長期宿泊して共同研究を行い、またブラジル医師が2週間滞在してJICA研修を行いました。共同実習棟宿泊施設は、国内研究者の短期滞在やリハ実習生が3週間研修のために利用しています。連携大学院も4大学

に増え、インターンシップなどでのさらなる積極的な利用を考えていきたいと思ひます。リハ実習生も今後また積極的に受け入れる予定です。

- 4) 水俣病情報センターは、総理大臣指定による歴史資料等保有施設指定を受けていて、水俣病及び水銀に関する研究に関わる書籍、成果物の収集・保管を推進しているところですが、今後は、水俣病資料館との違いにも配慮して、運営を進めていきたいと思ひます。

(4)関係機関との連携

対応:

- 1) 研究の専門性から、高校との連携は困難と思われませんが、高校生の研修、施設見学は、これまで他県からの希望校の生徒に行われています。しかしながら、地元の高校生の利用は、まだなされておらず、高校生の施設見学、研修の様子をインターネット等で紹介することも検討していきたいと思ひます。
- 2) 一部の連携大学院に関しては、学生のインターンシップ受け入れや、水俣での研修におけるレクチャー要請があり、その受け入れが始まりました。しかしながら、大学院学生を長期にわたって受け入れるにはまだ至っていません。国水研の研究内容や実績を学生にも広く紹介する必要もあると思われ、今年度から、インターネットの新着情報コーナーで、新しく発表された論文情報を専門の研究者でなくてもわかるような説明とともに紹介するようにしましたが、連携大学院へのホームページリンクなど、広報についても、今後また考えていきたいと思ひます。
- 3) 大気中水銀濃度のモニタリングについては、現在、環境省環境安全課とも連携して実施しています。これまで、福岡市におけるモニタリングで、福岡大学や国立環境研究所、産業技術総合研究所などの機関と協力して、今後は福岡県保健環境研究所とも連携していく予定ですが、熊本県保健環境科学研究所とも今後連携していけるように担当者レベルで協議していきたいと思ひます。これらの関係機関と相互にモニタリングデータを活用できるように今後取り組んでいきたいと考えています。
- 4) 熊本県が毎年実施している水俣湾に関する水質、魚類に関するモニタリング調査の内容は把握して、これまでも県環境生活部の方々と必要に応じて連絡を取り合っただモニタリング調査を進めてきた経緯はあります。しかしながら、担当者の方々の移動に伴い、その継続が上手く進まなくなりました。今後は、もっと積極的に取り組み、担当者が代わっても関係を継続維持できるような体制を構築していきたいと思ひます。

(5)外部評価体制の在り方

対応:

- 1) 毎年の研究評価については、研究評価委員からも同様のコメントを頂いています。2年前からは、各グループのリーダーによる内部評価も始まっており、研究者の負担を少なくしながら、成果に繋げられるように、効果的な評価の在り方について、今後さらに検討していきたいと思ひます。

2. 国水研の業務内容について

(1) 研究・業務実績

対応:

- 1) 「水俣病患者に対するリハビリテーションの提供と情報発信」のテーマにおける慢性期患者に対する有効なリハビリテーション技術の情報やリハビリテーション技術講習会、介助技術講習会などの情報は、これまでもホームページや学会、リハビリテーション研究会、リハビリテーション学術誌などで開示し、さらに一般公開時にもその内容を公開してきました。少人数グループでの講習会に関しても情報提示はしていますが、希望がない状況です。情報提供のために、今後はさらに、医師会、医療センターでの研修会の場での発表も念頭に、関係機関と検討していきたいと思っております。
- 2) 国水研における研究成果や現在の研究内容についての情報開示については、今年度からホームページでは、論文発表された内容に関するわかりやすい情報提供、大気中水銀濃度測定値の情報などの開示をはじめました。今後さらに、ホームページでの研究情報開示を充実させるとともに、地元医師会や医療センターでの研修会の場や意見交換会の場での交流も考えていきたいと思っております。

(2) 国際協力

対応:

- 1) 水銀汚染が懸念されるブラジルタパジヨスから医師、薬剤師、研究者がJICAを通じて長期研修を行っています。昨年度は2名の医師の研修が行われ、その中で、水俣病の症状、臨床診断、リハビリテーション治療についても詳しく講義が行われました。今年度も2週間の予定で8月下旬より実施されますが、水銀と健康影響に関するさまざまな知識が提供される予定です。より有用な情報提供ができるよう、今後も取り組んでいきたいと思っております。
- 2) 国水研の重要な使命として、水俣病やメチル水銀に関する正しい情報の国内外への発信があります。ホームページにおける国内外に向けた情報発信や、国内外からの研修者への知識の伝達、水銀分析技術の伝授など、研究者が個人の研究に加え、分担して実施しています。水銀専門職に止まらず、水俣病学を学ぶために大学生や地域のリーダー等を育成する部署を作るというアイデアは素晴らしいのですが、国水研は国直轄の研究所のため、定員、ポストを自由に裁量できない難しさがあります。今後も現在の人員で、有効な情報発信法を模索しながら、使命を果たしていきたいと思っております。
- 3) 海外からの長期滞在型共同研究希望者はまだ多くありませんが、海外研修生受け入れは、JICA研修生が2年間で336名であり、研究者が研究の時間を割いて対応しており、研修対応部署が特別にない状況での対応ではこれ以上の増加は厳しいものがあります。2週間の長期研修も、昨年度は2名でしたが、今年度は10名で、研究者全体で対応しています。研修希望内容を検討しながら、有用な研修ができるよう、今後も努めていきたいと思っております。
- 4) 研究者の受け入れ、研究者の派遣に際しては、国内の大学、他の国立研究機関、地方研究機関、民間環境測定機関等の研究者、技術者とも連携していけるよう、日頃から交流に努めていきたいと思っております。

(3) 地域貢献

対応:

- 1) 新たな水銀中毒を起こさないためにも、水銀汚染土壌や底質の浄化技術が重要であることは大いに認識しており、既に国水研では本技術開発に取り組み、特殊添加剤による低温加熱処理システムを構築、国内外の特許を取得しました。しかしながら、コスト上、その適用には問題があり、さらに処理コストが安く、浄化効率も高い新技術の開発が必要となりました。今後、新技術の開発を待つて、さらにその適用性検討や、保有技術の改良について取り組んでいきたいと考えています。
- 2) リハビリテーション技術講習会、介助技術講習会は、毎年1回ずつ6年前よりコンスタントに行ってきていて、参加者には毎回好評です。今後も、介護、リハビリテーション、医療関係者、一般の方を対象に、介助技術、リハビリテーション技術に関する知識の共有、技術の向上を図れるよう、リハビリスタッフで企画を練って、講習会を継続していきたいと思ひます。
- 3) オープンラボ(一般公開)は、7年前より定期的に開催されていて、今年も7月20日に行われ、254名の方に足を運んで頂きました。さまざまな体験コーナーや国水研紹介、研究紹介を通して国水研が、どんなところで、何をしているか、親しみをもって知って頂けるよう、職員も十分な準備を行っています。リハビリ分野でも、実際に作品を作ってもらってリハビリ過程を体験してもらうとともに、国水研でリハビリが行われていることを知って頂く良い機会と捉え、毎回準備を行っています。今後もさらにオープンラボを定期的に開催するとともに、同じ時期に健康セミナーに代わる講演会を行うなど、より国水研を市民の方々に知って頂ける企画を考えていきたいと思ひます。
- 4) 国水研は、今後も、純粋に学問的な、そして人道的な「研究所」という立場で、水俣病、水銀問題に取り組んでいくという姿勢をアピールしながら、国際貢献、地域貢献に一層努力していく所存です。
- 5) 国水研は、研究所としての機能が第一であることから、季節ごとに憩いの空間として市民が利用できる機会を増やすということは、なかなか難しいことと思ひますが、夏に行っているオープンラボは、今後も定期的に開催する予定です。また、講習会については市報にも開催情報を載せており、利用して頂ければと思ひます。
- 6) 新設された地域政策研究室においては、水俣・芦北地域の再生、未来志向の街づくり、環境モデル都市水俣市の構築に資する調査・研究を目的としており、水俣地域への提案をめざしたいと思ひます。

(4) 情報発信

対応:

- 1) 国水研のホームページを他のいろいろな組織・機関のホームページにリンクさせて、広範囲に情報を発信していくことに関しては、政府及び環境省の情報セキュリティレベルを踏まえながら、活動内容を広範囲に情報発信できるよう、検討していきたいと思ひます。現在の水俣湾の状況については、国水研で月1回実施している水俣湾の水質に関する水銀モニタリングの分析結果について、溶存態総水銀濃度のデータを水俣病情報センターで公開し、随時更新しております。

- 2) 熊本、博多、鹿児島等の国水研並びに水俣病情報センターのパンフレット広報に関しては、その効果と広報予算について検討しながら、公的機関との連携により、国水研の認知度を高める工夫を引き続き行っていきたいと思ひます。
- 3) 水俣病情報センターにおいては、所蔵資料の一般利用が法律上も義務づけられており、また、水俣病・水銀研究の発展に寄与することが、その情報発信の主要目的の一つと位置づけられています。このような経緯からも、資料整備及びその研究利用の推進は、情報センターの重要な課題と考えます。社会科学、自然科学分野の研究者・学生等の利用環境についても、館内情報アクセスの改善を含む検索コーナーの効率的運用の実現などにより、その受入態勢を整備しながら情報提供の推進に繋げていきたいと思ひます。
- 4) サテライト情報発信ラボについては、平成24年度末までは、市街地に情報発信拠点を設置し、一定の成果を上げていたものの、予算及び人的資源の問題から、現在は休止している状況です。今後は、地域政策研究室の充実と歩調を合わせて、有効な施策を検討していきたいと思ひます。
- 5) 今日、各地の博物館などでは、投射やジオラマなどを活用した立体的展示や体験型展示が活用され、これらは水俣病情報センターの展示でも参考としてきました。しかしながら、水俣病情報センター展示室は、その実効面積の狭さや、通路との併用など構造等による制約が大きく、レイアウトの変更は、現状では困難と思われます。しかしながら、環境水銀に特化した研究機関としての国水研の特性を踏まえ、市民にも分かりやすい時宜に応じた最新の関連情報を提供する特別展示などを開催しながら、リピーターの獲得に繋げていければと考えています。また、水俣病情報センターへは、熊本県で取り組む肥後っこ教室等、多数の児童が来館することから、児童から保護者へ伝えることのできるような展示レイアウトを研究するなど、再来館者を得られる努力もしていきたいと思ひます。
- 6) 毛髪水銀測定に伴う関連情報の提供については、より分かりやすく、さらに有用な情報発信の実現を目指して、イラストなども活用した親しみやすい形を取り入れていきたいと思ひます。
- 7) 本年10月の水俣条約外交会議や、平成28年の水俣病公式確認60年を迎えるにあたり、より一層効果的な水俣病、水銀に関する情報発信や、訪問者の受け入れ等、水俣病情報センターにおいては、県、市と連携して、様々な課題を解決しながら業務を遂行していきたいと考えています。

3. その他(特記事項、個別業務に対するコメント等)

対応:

- 1) 国立の研究センターとして果たすべきミッションについて、中長期目標に基づいた現在の中期計画を、今後2年間遂行達成していくとともに、社会の要請、国際環境の変化に対応した研究活動が営まれるよう、2年後の新たな中期計画の設定に向けた議論も研究者全員で始めていきたいと思ひます。

- 2) 「研究」の質の維持のためには、マンパワーは必須です。現状及び将来的なマンパワーの不足は認識しております。しかしながら、国家公務員の新規採用数は抑制されていて、国水研も国直轄の研究所のため、定員、ポストは完全に固定されていて、自由に裁量できない難しさがあります。そういう中で、今年度、組織体制を見直し、研究室の新設を行って新たに研究員を採用しました。研究遂行におけるマンパワーの不足については、定員、ポストにとらわれない優秀な博士研究員や、研究を支援する契約研究者の雇用、連携大学院学生受け入れ等、さらに積極的に取り組んでいきたいと思ひます。そのためには国水研の研究内容をさらに広く紹介する必要がありと考へ、今年度からホームページの新着情報コーナーでジャーナルに掲載されたばかりの論文紹介を開始しました。ホームページを利用した研究内容紹介をさらに積極的に進めたいと思ひます。
- 3) 国内外で類似の被害が起きないようにするためにも、水俣病及びメチル水銀に関する正しい知識、情報を発信し続けることは、国水研の使命と認識しています。ホームページにおける国内外に向けた情報発信や、国内外からの研修者への知識の伝達、水銀分析技術の伝授など、今後もさらに継続して取り組んでいきたいと思ひます。
- 4) 研究成果の発表の場については、医師会、医療センターでの研修会の開催等を念頭に、関係機関と検討していきたいと思ひます。
- 5) 都市部での国水研紹介については、5 年ほど前に東京青山の国連大学で外来リハビリテーションでの患者さんの作品展示も含めて行ったことがあります。しかしながら、現在、水銀に関する研究は、必ずしも多くの国民の関心を集めるものではないようです。広報効率と広報予算、マンパワーなど考へて、水俣病及びメチル水銀に関する正しい知識をより広く的確に伝えていくためにはどのような手段が最も適切なものか、関係者で議論を進めながら取り組んでいきたいと思ひます。

平成 25 年 8 月 1 日
国立水俣病総合研究センター所長
野田 広

資 料

平成 25 年度研究・業務一覧

平成 25 年 6 月現在

* : 国水研外研究者

1. プロジェクト研究

(1) [メカニズムグループ]

研究課題	主任研究者	共同研究者
メチル水銀の選択的細胞傷害および個体感受性に関する研究	藤村成剛	臼杵扶佐子 Rosten W. * Bourdineaud J.P. * 下畑享良* 高橋哲哉* 坪田一男* 中村 滋*

(2) [臨床グループ]

研究課題	主任研究者	共同研究者
水俣病の病態に関する臨床研究 ー脳磁計による客観的評価法の確立を中心にー	中村政明	宮本謙一郎 宮本清香 松山明人 蜂谷紀之 三原洋祐* 西田健朗* 谷川富夫* 山田聡子* 木村美紀* 植川和利* 山城重雄* 中西亮二* 飛松省三* 柿木隆介*

(3) [リスク認知・情報提供グループ]

研究課題	主任研究者	共同研究者
クジラ多食地域におけるメチル水銀曝露に関する研究	中村政明	蜂谷紀之 坂本峰至 宮本謙一郎 近藤智善* 竹下達也* 小西行郎* 村田勝敬* 吉村典子* 渡辺知保* 太地町役場* 太地町漁協* 和歌山県新宮保健所*

2.基盤研究

(1)[メカニズムグループ]

研究課題	主任研究者	共同研究者
メチル水銀に対する生体応答の差をもたらす分子遺伝学的・生化学的因子に関する研究	臼杵扶佐子	藤村成剛 山下暁朗*
メチル水銀神経毒性の軽減に関する実験的研究	藤村成剛	臼杵扶佐子 Rostene W. *
メチル水銀曝露後の水銀排泄に対する食物繊維等の影響に関する研究	永野匡昭	藤村成剛 岩崎一弘* 稲葉一穂*

(2)[リスク認知・情報提供グループ]

研究課題	主任研究者	共同研究者
低濃度メチル水銀の健康リスクに関する情報の発信とリスク認知に関する研究	蜂谷紀之	

(3)[社会グループ]

研究課題	主任研究者	共同研究者
水俣病におけるリスクマネジメントの歴史的変遷についての研究	蜂谷紀之	
公害発生地域における地域再生に関する研究	新垣たずさ	坂本直充* 丸山定巳*
胎児性水俣病患者の身体機能及び生活状況の変化に関する研究	劉 暁潔	蜂谷紀之 原田利恵* 加藤タケ子*

(4)[地域・地球環境グループ]

研究課題	主任研究者	共同研究者
八代海における海洋生態系群集構造と水銀動態 －水俣湾・八代海の底生生物相解明および食物網を通じた魚類の水銀蓄積機構の研究－	森 敬介	富安卓滋* 今井祥子 逸見泰久* 滝川 清* 秋元和寛* 増田龍哉* 山本智子* 大木公彦* 富山清升* 堤 裕昭* 荒木希世* 玉置昭夫* 飯間雅文* 清本節夫*

		木元克則* 徳永貴久* 山田梅芳* 西川輝明* 川口栄男* 金谷 玄* 小島茂明* 松山明人 藤村成剛 Markus T Lasut* 永野匡昭
水俣湾水環境中に存在する水銀の動態とその影響に関する研究	松山明人	永野匡昭 丸本幸治 今井祥子 多田彰秀* 矢野真一郎* 富安卓滋* 井村隆介* 田井 明* 小山次朗* 岩崎一弘* 赤木洋勝*
大気中水銀の輸送及び沈着現象、並びに化学反応に関する研究	丸本幸治	鈴木規之* 柴田康行* 田中 茂*
自然要因による水銀放出量に関する研究	丸本幸治	松山明人 今井祥子 矢野真一郎* 多田彰秀* 佐久川 弘* 竹田一彦* 野田和俊*
底生生物及び底生魚の飼育試験による底質含有水銀化合物の移行に関する研究	今井祥子	松山明人 森 敬介 丸本幸治 横山佐一郎* 小山次朗
水俣湾海水中メチル水銀濃度と海洋微生物の関係に関する研究	永野匡昭	松山明人 岩崎一弘*
インドネシア、北スラウェジ、タラワアン川流域における小規模金精錬所由来の水銀汚染調査	森 敬介	Markus T Lasut* 永野匡昭
アルキル誘導体化による生物・生体試料の形態別水銀分析に関する研究	原口浩一	丸本幸治 松山明人 坂本峰至 森 敬介 赤木洋勝* 富安卓滋* 古賀 実*

(5)[環境保健グループ]

研究課題	主任研究者	共同研究者
妊婦・胎児のメチル水銀とその他の重金属曝露評価に関する研究	坂本峰至	河上祥一* 窪田真知* 村田勝敬* 赤木洋勝* 佐藤 洋*
セレンによるメチル水銀毒性抑制及びセレンと水銀のヒトや海洋生物での存在形態に関する研究	坂本峰至	Laurie Chan* 山元 恵 赤木洋勝* 安永玄太* 藤瀬良弘* 岩崎俊秀* 柿田明美* 渡辺知保* 丸本倍美 衛藤光明* 竹屋元裕* 中野篤弘* 村田勝敬* 佐藤 洋* 中村政明 亀尾聡美* 山崎千穂*
メチル水銀曝露に対する感受性因子の評価に関する研究 ー疾患モデル動物、ノックアウト動物を用いた検討ー	山元 恵	坂本峰至 中村政明 柳澤利枝* 竹屋元裕* 衛藤光明* 安井正人* 錫村明生* 松山隆美* 郡山千早* 茂木正樹*

3.業務

(1)[臨床グループ]

業務課題	主任担当者	共同担当者
水俣病患者に対するリハビリテーションの提供と情報発信	臼杵扶佐子	遠山さつき
地域福祉支援業務	中村政明	宮本清香 田代久子*

(2)[リスク認知・情報提供グループ]

業務課題	主任担当者	共同担当者
水俣病情報センターにおける資料整備ならびに情報発信	蜂谷紀之	新江亮子 情報センター関係職員 鈴木弘幸 坂本峰至
世界における水銀汚染懸念地域の毛髪水銀調査	藤村成剛	松山明人
毛髪水銀分析を介した情報提供	永野匡昭	蜂谷紀之

(3)[地域・地球環境グループ]

業務課題	主任担当者	共同担当者
国際共同研究事業の推進	坂本峰至	国水研研究者 国際・情報室職員
NIMD フォーラム及びワークショップ	坂本峰至	国水研各研究グループ 国際・情報室職員

グループ一覧

(平成 25 年 7 月現在)

グループ名	リーダー	メンバー
メカニズムグループ	臼杵扶佐子	藤村成剛、永野匡昭
臨床グループ	中村政明	宮本謙一郎、臼杵扶佐子、宮本清香、遠山さつき
リスク認知・情報提供グループ	藤村成剛	丸本倍美、蜂谷紀之、永野匡昭
社会グループ	蜂谷紀之	新垣たずさ、劉 暁潔
地域・地球環境グループ	松山明人	坂本峰至、森 敬介、丸本幸治、今井祥子、永野匡昭、原口浩一
環境保健グループ	山元 恵	坂本峰至、中村政明

参 考

平成19年9月13日決 定
平成19年10月3日確 認
平成20年6月10日一部改正
平成22年1月7日一部改正
平成22年8月20日全部改正
平成25年5月29日一部改正

国立水俣病総合研究センターの中長期目標について

1. 趣 旨

国立水俣病総合研究センター（以下、「国水研」という。）は、国費を用いて運営し、研究及び業務を実施している。したがって、国水研の運営及び活動については、自ら適切に中長期目標、計画を立て、これに沿って年次計画を実行した上で、研究評価及び機関評価を実施し、国民に対して説明責任を果たさなければならない。中長期目標は、国水研の設置目的に照らし、さらに環境行政を取り巻く状況の変化、環境問題の推移、科学技術の進展、社会経済情勢の変化などに応じて柔軟に見直していく必要がある。また、評価においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）及び「環境省研究開発評価指針」（平成21年8月28日環境省総合環境政策局長決定）並びに「国立水俣病総合研究センター研究開発評価要綱」（平成19年9月13日国水研第103号。以下「評価要綱」という。）を踏まえる必要がある。

2. 設置目的について

国水研は、環境省設置法、環境省組織令及び環境調査研修所組織規則に設置及び所掌が示されており、当然のことながらこれらに則って運営されなければならない。

環境調査研修所組織規則（平成十五年六月十八日環境省令第十七号）抄

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十四条第三項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境調査研修所組織規則を次のように定める。

第一条～第六条 （略）

第七条 国立水俣病総合研究センターは、熊本県に置く。

第八条 国立水俣病総合研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 二 前号に掲げる事務に関連する研修の実施に関すること。

第九条 （略）

第十条 国立水俣病総合研究センターに、総務課及び次の四部を置く。

国際・総合研究部

臨床部

基礎研究部

環境・疫学研究部

2 環境・疫学研究部長は、関係のある他の職を占める者をもって充てる。

第十一条 (略)

第十二条 国際・総合研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水俣病に関する国際的な調査及び研究の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 水俣病に関する社会科学的及び自然科学的な調査及び研究に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 水俣病に関する国内及び国外の情報の収集及び整理（疫学研究部の所掌に属するものを除く。）並びに提供に関すること。

第十三条 臨床部は、水俣病の臨床医学的調査及び研究並びにこれらに必要な範囲内の診療に関する事務をつかさどる。

第十四条 基礎研究部は、水俣病の基礎医学的調査及び研究に関する事務をつかさどる。

第十五条 環境・疫学研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水俣病の疫学的調査及び研究に関すること。
- 二 水俣病に関する医学的調査及び研究に必要な情報の収集及び整理に関すること。

第十六条 (略)

附 則

1 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

2 (略)

以上より、国水研の設置目的は次のように要約することができる。

「国水研は、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと及びこれらに関連する研修の実施を目的として設置されている。」

具体的には「水俣病に関する、○国際的な調査・研究、○社会科学的な調査・研究、○自然科学的な調査・研究、○臨床医学的な調査・研究、○基礎医学的な調査・研究、○疫学的な調査・研究、○国内外の情報の収集、整理、提供等を行う機関」である。

3. 長期目標について

国水研の活動は、研究、及び機関運営の全てについて、その設置目的に照らし、かつ、熊本県水俣市に設置された趣旨に基づかなければならない。さらに、環境行政を取り巻く状況の変化、環境問題の推移、科学技術の進展、社会経済情勢の変化等を考慮し、現在の活動実態を踏まえて、国水研の長期目標を整理しなければならない。

現時点での国水研の長期目標は、

「我が国の公害の原点といえる水俣病とその原因となったメチル水銀に関する総合的な調査・研究、情報の収集・整理、研究成果や情報の提供を行うことにより、国内外の公害の再発を防止し、被害地域の福祉に貢献すること」

と表現することができる。

4. 中期目標について

(1) 水俣病及び水俣病対策並びにメチル水銀に関する研究を取り巻く状況

水俣病認定患者の高齢化に伴い、特に重症の胎児性患者においては加齢に伴う著しい日常生活動作（ADL）の低下をみる場合もあり、認定患者として補償を受けているとしても将来的な健康不安、生活不安は増大している現状がある。

そのような中、平成21年7月8日に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立し、平成22年4月16日には同法第5条及び第6条の規定に基づく救済処置の方針が閣議決定された。

国際的には、2003年から国連環境計画（UNEP）により水銀プログラムが開始され、水銀の輸出規制や排出削減に向けて取り組みが行われ、水銀規制条約が平成25年10月に熊本市、水俣市で締結される予定である。この条約は、日本の提案を受け、「水銀に関する水俣条約」と命名される。また、低濃度メチル水銀曝露における健康影響への関心が高まっており、定期的な国際水銀会議も開催される等、国際機関や海外への情報提供や技術供与などが重要になってきている。

(2) 中期目標の期間

中期的な研究計画を5年と定め、5年単位で研究計画を見直すこととする。平成21年度以前については、概ね平成17年度から開始された研究が多かったことから、暫定的に平成19年度を3年目即ち中間評価年とする評価を、また、平成21年度終期として最終評価を行った。平成22年度に新たな5年間の「国立水俣病総合研究センター中期計画2010」を制定し、研究評価は、評価要綱「4. 研究評価」に基づき、各年度における年次評価を研究及び関連事業の実施状況等を対象とし、さらに5年に一度、中期計画に照らし、中期的な研究成果を対象とする研究評価を実施する。

機関評価については、中期的な研究計画と敢えて連動することなく、評価要綱「3. 機関評価」に基づき、環境行政を取り巻く状況の変化、環境問題の推移、科学技術の進展、社会経済情勢の変化などに呼応した機関となっているかどうかの評価も含め、3年単位で行う。前回は平成22年度に実施したため、今回は平成25年度に実施し、3年毎に実施することとする。

(3) 中期目標

(1) 及び (2) を踏まえ、設置目的と長期目標に鑑み、中期的に国水研が重点的に進める調査・研究分野とそれに付随する業務については、以下のとおりとする。

- ①メチル水銀の健康影響に関する調査・研究
- ②メチル水銀の環境動態に関する調査・研究
- ③地域の福祉の向上に貢献する業務
- ④国際貢献に資する業務

また、調査・研究とそれに付随する業務をより推進するため、調査・研究と業務については、以下の考え方で進めることとする。

- ①プロジェクト型調査・研究の推進

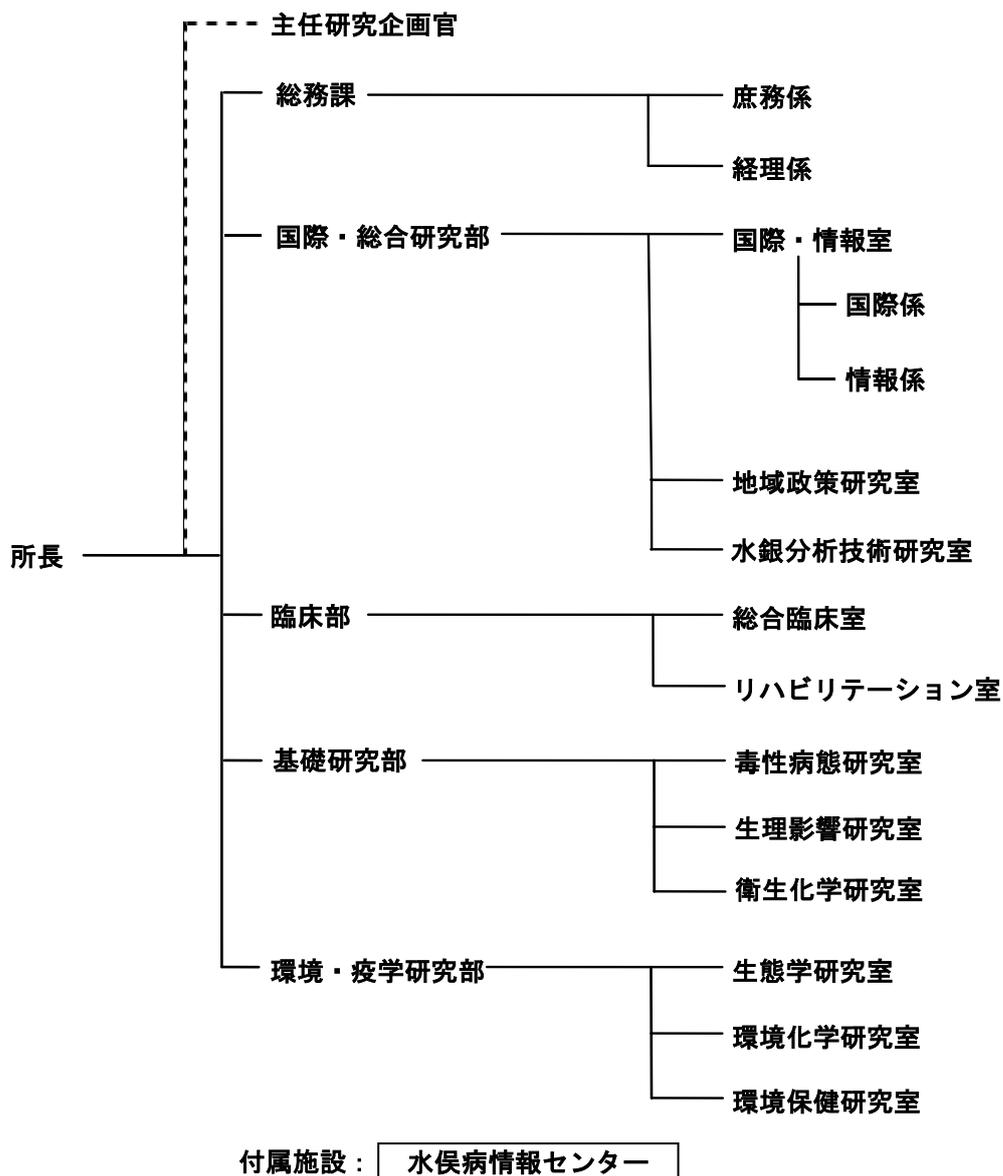
重要研究分野について、国水研の組織横断的なチームによる調査・研究を推進する。

②基盤研究の推進

長期的観点から、国水研の研究能力の向上や研究者の育成を図るため、基盤研究を推進する。

③調査・研究に付随する業務

調査・研究とそれに付随する業務の明確化を図る。業務は一部の研究者のみの課題ではなく、国水研全体として取り組むこととする。国水研全体として取り組むこととする。



(平成 25 年 4 月 1 日より施行)

国立水俣病総合研究センター中期計画 2010

平成 22 年 8 月 20 日
国水研発第 100820003 号
平成 25 年 5 月 20 日一部改正

1 はじめに

国立水俣病総合研究センター（以下「国水研」という。）は、「水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと」及び「（これらの）事務に関連する研修の実施」を目的として設置されている。この設置目的を踏まえ、平成 19 年 9 月 13 日に「国水研の中長期目標について」を取りまとめ、長期目標及び中期目標を決定した。さらに、これらの目標を具体化した、平成 21 年度末を終期とする「国立水俣病総合研究センター中期計画」（以下「前中期計画」という）が平成 20 年 1 月 29 日に策定された。

外部委員による評価として、平成 19 年度に機関評価、平成 20 年度及び平成 21 年度に研究年次評価、さらに平成 19 年度及び平成 21 年度に前中期計画の研究が対象である研究評価を受けた。これらの評価結果に加えて、平成 21 年 7 月 8 日の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」成立など、水俣病や環境行政を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、今回新たに平成 22 年度より始まる「国立水俣病総合研究センター中期計画 2010」（以下「中期計画 2010」という）を策定する。

なお、本中期計画 2010 は平成 24 年度に見直し、平成 25 年 5 月 20 日に一部改正したものである。

2 中期計画 2010 の期間

中期計画 2010 の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 ヶ年間とする。なお、その間、適宜必要に応じ計画を見直すこととする。

3 中期計画 2010 の特徴

国水研の長期目標は、「我が国の公害の原点といえる水俣病とその原因となったメチル水銀に関する総合的な調査・研究、情報の収集・整理・研究成果や情報の提供を行うことにより、国内外の公害の再発を防止し、被害地域の福祉に貢献すること」とされている。

中期計画 2010 では、設置目的と長期目標に鑑み、国水研が重点的に進める調査・研究分野とそれに付随する業務については、以下のとおりとする。

- (1) メチル水銀の健康影響に関する調査・研究
- (2) メチル水銀の環境動態に関する調査・研究
- (3) 地域の福祉の向上に貢献する業務
- (4) 国際貢献に資する業務

4 調査・研究とそれに付随する業務の進め方

調査・研究とそれに付随する業務をより推進するため、調査・研究と業務については、以下の考え方で進めることとする。

(1) プロジェクト型調査・研究の推進

重要研究分野について、国水研の横断的な組織及び外部共同研究者のチームによる調査・研究を推進する。

(2) 基盤研究の推進

長期的観点から、国水研の研究能力の向上や研究者の育成を図るため、基盤研究を推進する。

(3) 調査・研究に付随する業務

地域貢献や国際貢献に関する業務は一部の研究者のみの課題ではなく、国水研全体として取り組むこととする。

5 調査・研究の推進について

(1) 研究企画機能の充実

より効率的に調査・研究を推進するため、情報の収集と発信、共同研究など外部機関との連携の強化、進捗状況の把握・調整、環境の整備等を中心となって担当する者をおき、研究企画機能を充実させる。

(2) 外部機関との連携の強化

国水研が水銀に関する国内の研究ネットワークにおける拠点機関としての機能を果たすためには、外部機関との連携を強化し、開かれた研究機関として活動しなければならない。積極的に共同研究を実施するほか、連携大学院である熊本大学、鹿児島大学、慶応大学との連携を強化する。

(3) 研究者の育成

国内外の研究機関との共同研究、熊本大学や鹿児島大学、慶応大学との連携大学院制度、開発途上国からの研修等を積極的に受け入れ、将来の研究人材の育成を図るとともに、国水研内の活性化を図る。

(4) プロジェクト型調査・研究の推進

各部、各グループ間のコミュニケーションを高め、高いレベルの研究成果を得るため、組織を横断するプロジェクト型調査・研究を推進する。国水研の中期計画 2010 においては、以下のプロジェクト型調査・研究を進めることとする。

① メチル水銀の選択的細胞傷害および個体感受性を決定する因子に関する研究

② 水俣病の病態に関する臨床研究—神経症候の客観的評価法の確立を中心に—

③ クジラ多食地域におけるメチル水銀曝露に関する研究

(5) グループ制の維持

前中期計画で導入された、グループ制を基盤研究のみならず、プロジェクト型調査・研究や業務についても拡大し維持する。組織上の枠組みに縛られないフレキシブルな対応を可能にするため、各プロジェクト型調査・研究、基盤研究、業務をその目的により以下の各グループに分類し、各グループ内で情報を共有し、進捗状況を相互に認識しつつ、横断

的に調査・研究及び業務を推進する。また、グループ内外の調整を行うため、各グループにはグループ代表を置く。

- ① メカニズムグループ
- ② 臨床グループ
- ③ リスク認知・情報提供グループ
- ④ 社会グループ
- ⑤ 地域・地球環境グループ
- ⑥ 環境保健グループ

(6) 基盤研究課題の再編成

基盤研究については、社会的意味合い、目標の明確性、効率、成果の見通しなどの観点から見直し、選択と集中を図り、別表1のとおりとする。毎年、調査・研究に当たっては、前年度中に開催される所内研究企画会議において、進捗状況を確認して、調査・研究の進め方について見直すこととする。

(7) 自然科学研究分野の充実と社会科学研究分野及び疫学研究分野の再構築

環境省の直轄研究所として、自然界での水銀の動態を中心として環境汚染に関する地球規模での調査・研究のさらなる充実を図る。

自然科学研究分野については、重点項目として、水俣湾周辺の水銀動態を大気・水・土壌（底質）・生物について総合的な調査・研究を推進する。

社会科学研究分野については、水俣病発生の地にある国水研の特性を活かし、地域を含む一般社会や、開発途上国などの環境・福祉政策に貢献できるような調査・研究を実施する。2013年度の組織改編により、社会科学研究室は地域政策研究室とされた。

疫学研究分野については、2013年度の組織改編により、生態学研究室、環境化学研究室及び環境保健研究室の3室で構成される環境・疫学研究部へと再統合された。

(8) 水銀の分析とその研修機能の充実

国水研の水銀、特にメチル水銀の分析技術レベルは高いが、その技術を途上国に提供するため体制は不十分であり、また、水銀条約の締結後は世界中で信頼性高い分析技術が一層重要視されるであろう。そこで、新たな組織である「水銀分析技術研究室」を創設し、水銀の分析・研修機能の充実や新しいメチル水銀の分析方法の確立を図る。

(9) 調査・研究成果の公表の推進

調査・研究で得られた成果については、論文化することが第一義である。さらに、国民への説明責任を果たすため、「8 広報活動と情報発信機能の強化及び社会貢献の推進」に後述する広報活動による情報発信のほか、記者発表や講演等様々な機会を活用して、より一層積極的に専門家以外にも広くわかりやすく成果を公表していく。

(10) 競争的資金の積極的獲得

競争的研究資金等の外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより獲得に努め、国水研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。

(11) 法令遵守、研究倫理

法令違反、論文の捏造、改ざんや盗用、ハラスメント、研究費の不適切な執行といった行為はあってはならないものである。不正や倫理に関する問題認識を深め、職員一人ひとりが規範遵守に対する高い意識を獲得するため、必要な研修・教育を実施する。

また、ヒトを対象とする臨床研究や疫学研究、実験動物を用いる研究においては、関係各種指針等を遵守し、生命倫理の観点から配慮しつつ研究を実施する。

6 地域貢献の推進

水俣病公式確認から 50 年以上を経て、水俣病患者等の高齢化が進んでいることに鑑み、水俣病患者等の健康増進を目的として、国水研の研究成果及び施設を十分に活用した、水俣病発生地域への福祉的支援を推進する。

(1) 脳磁計及び MRI を使用した客観的評価法の研究の推進

平成 20 年度から導入した脳磁計及び平成 24 年度から導入した MRI を使用し、メチル水銀中毒症についての客観的評価法の研究を推進する。また、研究に当たっては、国保水俣市立総合医療センター、熊本大学、熊本南病院と連携し、一層の脳磁計の有効な活用を図る。

(2) メチル水銀汚染地域における介護予防事業の支援

かつてのメチル水銀汚染地域における住民の高齢化に伴う諸問題に対して、日常生活動作（ADL）の維持につながるようリハビリを含む支援の在り方を検討するために、平成 18 年度から 24 年度まで介護予防事業を実施した。本モデル事業の成果をもとに、地域に浸透した事業に参画・支援することで、水俣病発生地域における福祉の充実に貢献する。

(3) 外来リハビリテーションの充実

胎児性、小児性を中心とした水俣病患者の生活の質（QOL）の向上を第一の目的に、デイケアのかたちで外来リハビリテーションを実施する。新規治療法の適応について検討するとともに、新しいリハビリテーション手法を積極的に取り入れ、加齢に伴う身体能力や機能の変化に対応したプログラムによる症状の改善と ADL の改善を目指す。さらに、参加者の生活の場、即ち自宅や入所施設、日々の活動施設などでの QOL 向上のために適宜訪問リハビリテーションを行い、ADL 訓練や介助方法、福祉用具や住環境整備について助言、指導する。

(4) 水俣病に対する治療法の開発：終了

水俣病、特に重篤な胎児性・小児性水俣病患者の諸症状に対して、経頭蓋磁気刺激や機能外科による治療の可能性を検討する。機能外科や磁気刺激療法など最先端の医療による積極的な治療法の適用について検討する。

コメント：検討の結果、現在のところ機能外科や磁気刺激療法の適応者はいないという結論が得られた。今後は、(3)に取り込んだ形で実施する（「新規治療法の適応について検討するとともに」）

(5) 介助技術、リハビリテーション技術に関する情報発信の充実

水俣病発生地域の医療の一翼を担い、介助技術、リハビリテーション技術を地域に普及させるために、介護、リハビリテーション、医療関係者を対象にして、第一線で活躍している講師を招き、介助技術、リハビリテーション技術に関する講習会を開催し、知識の共有、技術の向上を図る。

(6) 健康セミナーの一層の充実：終了

水俣病の発生地域の水俣病患者も含めた住民全体の健康推進にも寄与するために、時流の変化や地域に要求される健康への関心に合わせた内容の健康セミナーの一層の充実を図る。

コメント：臨床部スタッフの減少、受講者の固定化、セミナーテーマの一巡に伴い、2013年度からは社会福祉協議会との共催で年2回実施して継続する予定であったが、社会福祉協議会との連携がうまくいかず、健康セミナーとしての継続は困難となった。(5)の一般の方々も対象とする介助技術講習会に吸収させる形で、いったん終了とする。今後は、一般市民を対象にして、時宜に応じた話題に関して専門の研究者を招いての国水研講演会の開催を検討していく。

(7) 健康相談業務の継続

医療相談に加え、福祉用具の選定、介助方法・生活動作の指導、リハビリテーションの相談等を希望者に適宜実施する。

(8) 水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワークでの活動の推進

水俣病被害者やその家族への保健福祉サービスの提供等に関わる機関等で構成される「水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワーク」に参加し、関係機関との情報交換を行い、必要とされるリハビリテーション技術、医療情報の提供を行う。

(9) 水俣病患者等との対話の推進と働きかけの実施

水俣病患者等の皆さんとの対話の機会を設け、国水研の支援活動を説明する。併せて見学会等の開催により、支援事業への参加を働きかける。

(10) 関係機関との連携の強化

周辺自治体や地元医療機関、社会福祉協議会、水俣病患者入所施設・通所施設等水俣病患者等の支援に係る関係機関との連携を図り、情報交換や共同事業を推進する。

7 国際貢献の推進

国水研がこれまで培ってきた研究・開発能力とその経験を活かし、NIMD フォーラム（国際ワークショップ）や国際的学会活動を通じて、世界の水銀研究者等とのネットワークを形成しながら、世界の水銀汚染問題や最新の水銀研究成果を内外に向けて情報発信する。併せて、海外からの研究者の受入れを通じて、水銀研究の振興を図る。

(1) 国際的研究活動及び情報発信の推進

平成9年以降、毎年NIMD フォーラムを開催してきた。世界の水銀研究者とのネットワーク形成の場、世界における水銀汚染・最新の水銀研究についての国内への発信の場、国水研からの研究成果発信の場、海外（特に開発途上国の研究者）への水銀研究の普及の場として、継続する。

WHOから指定を受けた有機水銀の健康影響に関するWHO研究協力センターとして、また、UNEP水銀プログラム等において、国水研として組織的に専門性を発揮していく。

(2) 水銀研究活動の支援

国水研が国際的な水銀研究振興拠点となるために、海外からの研修生等を積極的に受け入れる。そのため、海外の研究者に対する調査・研究や招聘を助成する機能、指導的研究者を長期間招聘できる研究費など確保を行う。

開発途上国における水銀汚染に関し、国水研の研究成果及び知見を活かし、現地での調査・研究等に対して、技術支援・共同研究を行う。開発途上国に対する技術支援は、相手国の実情を踏まえ、事業が終了した後までも継続して成果が発揮できるよう、効果的なプログラムを工夫する。

JICA その他機関との連携を進めるとともに、より効果的、効率的な研修のため、国水研として積極的に事業プログラムの計画や内容に対して提案していく。

8 広報活動と情報発信機能の強化及び社会貢献の推進

(1) 水俣病情報センター機能の充実

水俣病に関する情報と教訓を国内外に発信することを目的に設置された水俣病情報センターの機能をより充実するため、以下のことを実施する。

①水俣病等に関する歴史的・文化的資料又は学術研究資料を保管・管理する内閣総理大臣指定の研究施設として、公文書等の管理に関する法律ならびに行政機関の保有する情報の公開に関する法律等関連法規の規定に則り、資料収集を進め、それらの適正な保管・管理を徹底する。

また、保管資料の学術研究等の目的による適切な利用の促進について、外部有識者の意見を踏まえながら、利便性の向上並びに利用細則等の制定を含む環境整備を行う。

②展示については、体験型展示など来館者のニーズ等に合致した効果的な展示を実現し、情報の優先度等も勘案しながら最新の情報発信を行う。

③隣接する水俣市立水俣病資料館及び熊本県環境センターとの連携・協力を一層強化し、効果的な環境学習の場を提供する。

(2) ホームページの充実

ホームページは、国水研の活動を不特定多数に伝えるのに有用な手段であり、研究成果、健康セミナー、広報誌、一般公開、国水研セミナー等の情報を研究者のみならず、多くの国民が理解できるよう、“わかりやすさ”について工夫し、タイムリーに公開する。

(3) 広報誌「とんとん峠」の発行継続

広報誌「とんとん峠」については、発行を継続する。

(4) オープンラボ（一般公開）の定期的開催

地域住民が国水研の研究者やその活動と直接ふれあうことは有意義であり、一般公開を年1回行う。

(5) 国水研セミナーの公開

国水研の研究レベルの向上のため、外部研究者による学術セミナーを開催している。活発な意見交換のため、外部の研究者(病院関係者等)も参加できるよう、開催情報を公開する。

(6) 見学、視察、研修の受入れ

国水研及び水俣病情報センターへの見学、視察、研修について、積極的に受け入れる。見学、視察、研修の申込手続を、ホームページ等を活用して周知する。

(7) 水銀に関する環境政策への関わり

①企画室は環境本省との連携の窓口となり、タイムリーに政策・施策の情報を把握し、所内に提供するとともに、環境本省へ必要な情報を提供する。

- ②環境本省関連の水銀等に関する各種会議へ積極的に参加して、国水研の研究成果を通じて、関連政策の立案や施策へ貢献する。
- ③国際的な水銀規制条約の採択に向けて、世界で唯一の水銀専門の研究機関である国水研は積極的に係わる。

9 研究評価体制の維持

環境省研究開発評価指針（平成 21 年 8 月 28 日総合環境政策局長決定）及び国立水俣病総合研究センター研究開発評価要綱（平成 19 年 9 月 13 日国水研第 103 号）に基づき、国水研の研究員の業績評価及び研究機関として、外部委員による評価を以下のとおり実施する。

（1）研究評価委員会

研究評価委員会は、各年度における調査・研究及び関連事業の実施並びに進捗状況の評価した上で、翌年度の企画について意見を述べる。毎年度第 4 四半期に実施する。さらに、5 年に一度、中期計画に照らし、中期的な研究成果を評価するとともに、次期中期計画について意見を述べる。

（2）機関評価委員会

機関評価委員会は、国水研の運営方針、組織体制、調査・研究活動及びその支援体制並びに業務活動等の運営全般が設置目的に照らし、妥当であるか、有効であるか、改善すべき点は何かを明らかにすることを目的に機関評価を実施する。平成 25 年度に実施する。

（3）外部評価結果の反映と公表

外部評価結果は、調査・研究や国水研の運営の効果的・効率的な推進に活用する。調査・研究への国費の投入等に関する国民への説明責任を果たし、評価の公正さと透明性を確保し、調査・研究の成果や評価の結果が広く活用されるよう、外部評価結果を公表する。

（4）グループリーダー会議

グループリーダー会議は各研究、業務グループの代表から構成され、主任研究企画官を委員長とする。外部評価に先立ち、内部評価を実施する他、調査・研究の企画、進捗管理、情報共有、調査・研究に係る招聘・派遣の取りまとめ等のグループ間の調整を図る。

10 活力ある組織体制の構築と業務の効率化

（1）計画的な組織と人事体制の編成

国水研の果たすべき役割、地域事情を踏まえ、効率的な業務運営となるよう組織の役割分担、管理や連携の体制及び人員配置について、見直しを行う。研究員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるよう、工夫する。業務の効率化や職員の意欲の向上に資するよう、適切な業績評価を実施する。

（2）一般管理費及び業務経費の抑制

施設の整備や研究機器、事務機器の購入については、費用対効果や国水研の責務を総合的に勘案して実施する。調査・研究、事務に必要な共通的な消耗品については、調達事務の集約化を行うとともに単価契約による調達などにより、契約件数の縮減、随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。

（3）施設及び設備の効率的利用の推進

研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との連携・協力を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効利用を図る。

1.1 業務の環境配慮

環境省の直轄研究所として、すべての業務について環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため以下の取組みを行う。

(1) 環境配慮行動の実践

使用しない電気の消灯、裏紙の使用、室内温度の適正化、電灯の LED 化促進等を行う。物品・サービスの購入においても、環境配慮を徹底し、グリーン購入法特定調達物品等を選択する。

(2) 適正な光熱水量等の管理

業務の環境配慮の状況を把握するため、毎月の光熱水量、紙の使用量を集計し、適正な管理を行い、環境配慮につなげる。

(3) 排水処理システムの保守・管理の徹底

施設外部への排水までの工程について点検し、必要な箇所の排水処理システムの保守・管理を徹底する。

1.2 安全管理

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止を行う。

(1) 実験に使用する薬品

薬品の購入管理、使用管理、廃液処理までの総合管理システムを構築する。

(2) 安全確保

①危険薬品類の取扱いや研究室・実験室等の薬品等の管理に係る規則・マニュアルをもとに所内の安全管理に対する日常の管理について、定期点検を実施する。

②有害廃液処理・実験等に使用する化学薬品の安全対策の徹底を図る。

資料

国水研中期計画 2010

研究・業務企画一覧

I プロジェクト研究

1. メカニズムグループ

(1) メチル水銀の選択的細胞傷害および個体感受性に関する研究

2. 臨床グループ

(1) 水俣病の病態に関する臨床研究-脳磁計による客観的評価法の確立を中心に-

3. 環境保健グループ

(1) クジラ多食地域におけるメチル水銀曝露に関する研究

II 基盤研究

1. メカニズムグループ

(1) メチル水銀に対する生体応答の差をもたらす分子遺伝学的・生化学的因子に関する研究

(2) メチル水銀神経毒性の軽減に関する実験的研究

(3) メチル水銀曝露後の水銀排泄に対する食物繊維等の影響に関する研究

2. リスク認知・情報提供グループ

(1) 低濃度メチル水銀の健康リスクに関する情報の発信とリスク認知に関する研究

3. 社会グループ

(1) 水俣病におけるリスクマネジメントの歴史的変遷についての研究

(2) 公害発生地域における地域再生に関する研究

(3) 胎児性水俣病患者の身体機能及び生活状況の変化に関する研究

4. 地域・地球環境グループ

(1) 八代海における海洋生態系群集構造と水銀動態

-水俣湾・八代海の底生生物相解明および食物網を通じた魚類の水銀蓄積機構の研究-

(2) 水俣湾水環境中に存在する水銀の動態とその影響に関する研究

(3) 大気中水銀の輸送及び沈着現象、並びに化学反応に関する研究

(4) 自然要因による水銀放出量に関する研究

(5) 底生生物及び底生魚の飼育試験による底質含有水銀化合物の移行に関する研究

(6) 水俣湾海水中メチル水銀濃度と海洋微生物の関係に関する研究

(7) インドネシア、北スラウェジ、タラワアン川流域における小規模金精錬所由来の水銀汚染調査

(8) アルキル誘導體化による生物・生体試料の形態別水銀分析に関する研究

5. 環境保健グループ

(1) 妊婦・胎児のメチル水銀とその他の重金属曝露評価に関する研究

(2) セレンによるメチル水銀毒性抑制及びセレンと水銀のヒトや海洋生物での存在形態に関する研究

(3) メチル水銀曝露に対する感受性因子の評価に関する研究-疾患モデル動物、ノックアウト動物を用いた検討-

Ⅲ業務

1. 臨床グループ

- (1) 水俣病患者に対するリハビリテーションの提供と情報発信
- (2) 地域福祉支援業務

2. リスク認知・情報提供グループ

- (1) 水俣病情報センターにおける資料整備ならびに情報発信
- (2) 世界における水銀汚染懸念地域の毛髪水銀調査
- (3) 毛髪水銀分析を介した情報提供

3. 地域・地球環境グループ

- (1) 国際共同研究事業の推進
- (2) NIMD フォーラム及びワークショップ

以上

国立水俣病総合研究センター研究開発評価要綱

平成 19 年 9 月 13 日
平成 19 年 10 月 3 日確認
国水研第 103 号
平成 20 年 6 月 10 日(一部改正)
国水研第 70 号
平成 21 年 2 月 5 日(一部改正)
国水研第 18-2 号
平成 22 年 1 月 7 日(一部改正)
国水研第 1-2 号
平成 23 年 2 月 14 日(一部改正)
国水研発第 110214001 号

1. 趣 旨

国立水俣病総合研究センター(以下「国水研」という。)は、国費を用いて運営し、研究及び業務を実施している環境省直轄の研究機関であり、かつ、水俣病発生地である水俣に設置されている機関である。したがって、国水研の運営及び活動については、自ら適切な研究評価及び機関評価を実施し、設置目的に則って、国内外に広く、かつ、地元に対して貢献していかなければならない。

このため、「国の研究評価に関する大綱的指針」(平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定)及び「環境省研究開発評価指針」(平成 21 年 8 月 28 日環境省総合環境政策局長決定)を踏まえ、国水研として、平成 19 年 9 月 13 日、研究開発評価要綱(以下「本要綱」という。)を定めた。

今般、研究評価委員会と研究評価年次委員会を統合して、研究評価委員会に改める一部改正を行うものである。

2. 評価対象及び体制

(1)機関としての国水研

(2)国水研におけるすべての研究

上記のうち、(1)の機関評価については 3 年に一度実施する。(2)の研究評価については年度毎に実施し、さらに中期計画の終期には中期計画の全期間についても研究評価を行う。

3. 機関評価

(1)機関評価の目的

環境省に設置されている国水研として、その運営方針、組織体制、調査研究活動及び研究支援体制並びに業務活動等の運営全般が「水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと」に照らし、妥当であるか、有効であるか、改善すべき点は何かを明らかにし、もって、機関としての国水研の制度的な改善を図り研究業務の活性化・効率化を促進すること

により、より効果的な運営に資することを目的とする。

(2) 機関評価委員会の設置及び委員の選任

国水研に、原則として国水研外部から選任する機関評価委員により構成される、機関評価委員会を設置する。

機関評価委員会は、国水研の調査研究活動及び業務活動について、専門的かつ多角的な見地から評価できるよう構成する必要がある。

所長は、機関評価委員会の設置・運営、委員の任期等について必要な事項を別に定める。

(3) 機関評価の時期

機関としての評価は定期的実施し、その結果が直ちに反映されなければならないことから、原則として3年毎に定期的実施する。

(4) 評価方法の設定

機関評価委員会は、国水研から具体的で明確な報告を求め、国水研の設置目的に照らした評価が実施できるよう、あらかじめ、機関評価実施細則を定める。機関評価の基準は、国水研の設置目的、中長期目標に照らし、さらに環境行政を取り巻く状況の変化、環境問題の推移、科学技術の進展、社会経済情勢の変化などに応じて柔軟に見直していく必要がある。機関評価委員会は、国水研が置かれた諸状況・諸課題等を適切に勘案し、別途設置されている研究評価委員会の研究評価結果を参照しつつ、運営全般の中でも、評価時点で、より重視すべき評価項目・評価視点を明確化し、また、できる限り国民各般の意見を評価に反映させるものとし、所長はこれに協力する。

(5) 機関評価結果の取りまとめ

機関評価結果の取りまとめは、国水研の事務局の補佐を得て、機関評価委員会が行う。

所長は、取りまとめられた機関評価結果を速やかに所内に周知する。

(6) 機関評価結果への対応

所長は、機関評価結果に示された勧告事項に基づいて、運営の方針、計画、内容等を見直し、対応した結果を機関評価委員会に報告する。

(7) 機関評価結果の公表

所長は、機関評価結果及び機関評価結果への対応について取りまとめ、機関評価委員会の同意を得て、国水研ホームページ等により公表する。公表の取りまとめに当たっては、機密の保持が必要な場合、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等の観点に配慮する。

4. 研究評価

(1) 研究評価の目的

国水研において実施しているすべての研究は、国水研の所掌である「水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと」さらに中長期目標に照らし、現行の中期計画に則って、実施し、成果をあげなければならない。

研究評価は、国水研の研究としての妥当性、有効性を評価し、もって、国水研の活動を評価することを目的とする。

(2) 研究評価委員会の設置

国水研に、外部評価のために研究評価委員会を設置する。

研究評価委員会は、各年における研究及び関連業務の実施並びに進捗状況を評価するとともに、翌年の企画について意見を述べることとする。さらに 5 年に一度、中期計画に照らし、中期計画研究成果を対象とする研究評価を実施する。

所長は、研究評価委員会の設置・運営等について必要な事項を別に定める。

(3) 研究評価委員会委員の選任

研究評価委員会は、原則として国水研外部から選任する委員により構成する。評価対象となる研究分野の専門家のみならず評価対象となる研究分野とは異なる専門分野の有識者を含め、専門的かつ多角的な見地から評価できるよう構成する必要がある。

所長は、研究評価委員会の委員の選任・任期等について必要な事項を別に定める。

(4) 研究評価の時期

研究評価委員会は、毎年度その年の研究成果がある程度まとまり、次年度の研究企画に遅滞なく反映できるよう、年度の第 4 四半期のうちに実施することが望ましい。

また、中期計画の終期に中期計画に照らし、中期的な研究成果を評価する。中期計画の期間中の成果を評価するとともに、評価結果を次期中期計画策定に反映させるために、中期計画の期間のうち、中期計画終了年度の第 3 四半期に実施することが望ましい。

(5) 評価方法の設定

研究評価委員会は、各研究者から具体的で明確な研究報告を求め、当年度の研究企画に則ったものであるかどうか評価するとともに、次年度の研究企画が中期計画に則ったものであるかどうか、当年度の研究成果を踏まえ発展又は修正したものであるかどうか、評価するため、あらかじめ、研究評価実施細則を定める。

研究の評価は、国水研の設置目的、中長期目標に照らし、中期計画に則っているかどうかを主な基準とした上で、中期計画の達成という観点から評価を行う。なお、環境行政を取り巻く状況の変化、環境問題の推移、科学技術の進展、社会経済情勢の変化などに対応しているかどうかという観点にも留意する。また、共同研究者、研究協力者等を含めた研究体制についても研究の水準を高めるために寄与しているか否か評価する。

研究の評価に当たっては、研究の企画・進捗状況・成果とともに、各研究者の、国水研としての業務への参画等を通じた社会貢献等の活動も考慮する必要がある。

研究評価委員会は、研究評価実施細則に基づき、国水研の事務局の補佐を得て、被評価者である国水研に所属する研究者に対し、研究評価に伴う作業負担が過重なものとなり、本来の研究活動に支障が生じないように、評価に際しての要求事項等について具体的かつ明確に、十分な期間をもって周知しておくことが望ましい。

(6) 研究評価結果の取りまとめ

研究評価結果の取りまとめは、国水研の事務局の補佐を得て、研究評価委員会が行う。

所長は、取りまとめられた研究評価結果を速やかに各研究者に通知する。

(7) 研究評価結果への対応

国水研は、研究評価委員会において示された勧告事項に基づいて、各研究について、方針、計画、内容等を見直し、研究評価委員会に報告する。

また、所長は、研究評価結果が国水研の研究活動に適切に活用されているかどうかについて、毎年フォローアップを行い、その結果を研究評価委員会に報告する。

(8) 研究評価結果の公表

所長は、研究評価結果及び研究評価結果への対応について取りまとめ、研究評価委員会の同意を得

て、国水研ホームページ等により公表する。公表の取りまとめに当たっては、機密の保持が必要な場合、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等の観点に配慮する。

5. 評価の実施体制の整備等

所長は、評価活動全体が円滑に実施されるよう、国水研における評価の実施体制の整備・充実に努める。所長は、評価に係る関係資料作成、調査等に当たっては、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、その業務の一部を外部に委託することができる。

所長及び各所員は、あらかじめ国水研の研究活動について十分な自己点検を行い、適切な関係資料を整理し、それらが実際の評価において有効に活用されるよう配慮する。

6. その他

本要綱に関し必要となる事項については、所長が別に定めるものとする。

国立水俣病総合研究センター機関評価委員会設置要領

平成 19 年 9 月 13 日
平成 23 年 4 月 1 日一部改正

1. 国立水俣病総合研究センター(以下「国水研」という。)における運営全般の評価を行うため、「国立水俣病総合研究センター研究開発評価要綱」(平成 19 年 9 月 13 日、国水研第 103 号)に基づき、国水研に機関評価委員会を設置する。
2. 機関評価委員会は、委員 12 名以内で組織し、所長が委嘱する。
3. 機関評価委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
4. 委員の任期は定期の機関評価と同じく3年とし、期間中の新任・交代の場合も残任期間とする。なお、再任は妨げない。
5. 機関評価委員会に、特定の部門や問題の検討等を行うため、外部有識者に対しオブザーバー参加を求めることができる。
6. 機関評価委員会の庶務その他評価に必要な事務については、総務課において処理する。
7. その他機関評価委員会の運営に関し必要な事項は、総務課の補佐を得て、委員長が機関評価委員会に諮って定める。

国立水俣病総合研究センター機関評価実施細則

平成 23 年 4 月 15 日
機関評価委員会

「国立水俣病総合研究センター研究開発評価要綱」(平成 19 年 9 月 13 日付け国水研第 103 号)3. (4)に基づき、機関評価委員会(以下「委員会」という。)における評価方法を定める。

1. 評価の対象

評価は、原則として国立水俣病総合研究センター(以下「国水研」という。)の運営方針、組織体制、調査研究活動及び研究支援体制並びに業務活動等の運営全般を対象として実施する。

2. 評価の期間

評価の時期は、原則として 3 年に 1 回とする。

3. 評価の方法

国水研の業務及び運営全般について、提出資料、施設の視察、概要説明及び研究課題についての研究評価委員会の評価結果を踏まえ、次の項目などについて、国水研の設置目的、中長期目標、中期計画、社会的ニーズに照らして妥当であるかの評価を行う。

機関評価結果は、各委員が機関評価票に、評価できる点、改善すべき点について具体的なコメントを記載し、委員長がこれを総括的に取りまとめる。

(1) 国水研の業務運営体制

- ①業務運営
- ②企画・総合調整
- ③外部評価体制の在り方
- ④関係機関との連携
- ⑤施設整備

(2) 国水研の業務内容

- ①研究・業務実績
- ②国際協力
- ③地域貢献
- ④情報発信

4. 評価結果の通知及び反映並びに公開

- (1) 委員会は、機関評価結果を取りまとめるとともに、今後の国水研の在り方について積極的に提言する。
- (2) 国水研所長は、委員会からの機関評価結果及び提言を受け、具体的な対応を行うとともに、その経過を委員会に報告する。
- (3) 国水研所長は、機関評価結果及び提言並びにそれらへの対応についてその内容をホームページ等により公開する。ただし、機密の保持、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等の観点から必要と判断する場合は、評価結果の内容の一部を非公開とすることができる。

平成25年度
国立水俣病総合研究センター機関評価報告書

平成25年9月発行

編集・発行 **国立水俣病総合研究センター**

熊本県水俣市浜4058番18号

郵便番号 867-0008

電話番号 (0966)63-3111(代)

F A X (0966)61-1145

ホームページ www.nimd.go.jp

リサイクル適正の表示:紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。